

3. 区域施策に関する事項

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 <Q2-1>

1) 令和5年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況 <Q2-1(1)>

都道府県・市区町村において、実行計画（区域施策編）策定済団体数は昨年度調査での607団体から727団体に増加。うち、実行計画（区域施策編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は683団体（回答団体全体の38.2%）。

実行計画（区域施策編）の“未策定団体”は1,061団体（同59.3%）であり、うち528団体（同29.5%）は今後の策定予定がある“策定予定団体”。

計画期間を経過している“未改定団体”は44団体（同2.5%）であり、うち32団体（同1.8%）は“改定予定団体”。

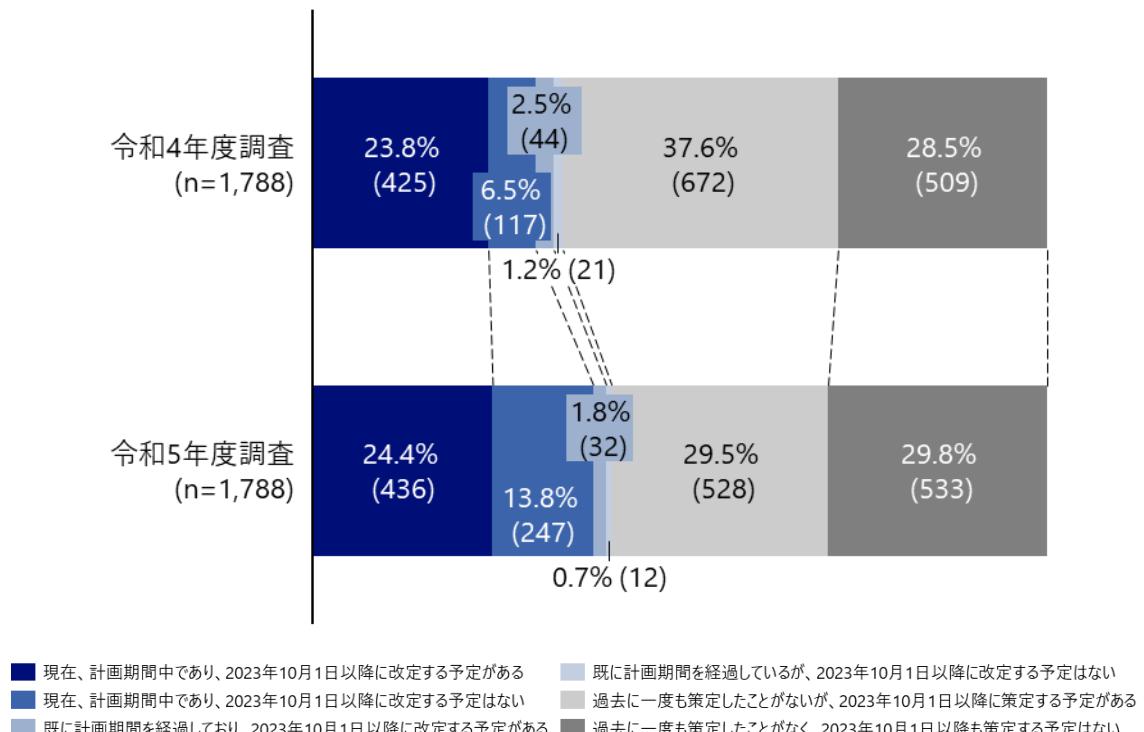
※今年度調査で回答の無かった団体については、昨年度調査における回答結果（2022年12月1日時点）を元に集計

図表 111 令和5年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



	現在、計画期間中であり、2023年10月1日以降に改定する予定がある	現在、計画期間中であり、2023年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2023年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2023年10月1日以降に改定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2023年10月1日以降に策定する予定がある	過去に一度も策定したことがなく、2023年10月1日以降も策定する予定はない	合計
全体	436	247	32	12	528	533	1,788
比率	24.4	13.8	1.8	0.7	29.5	29.8	

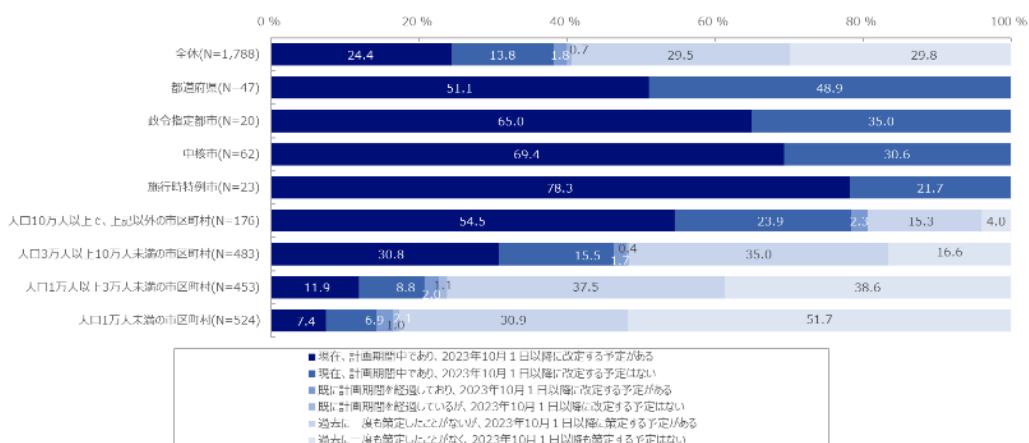
図表 112 区域施策編の策定・改定状況
【昨年度調査との比較】



地方公共団体の区別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。

策定義務のない団体のうち、人口10万人以上の市区町村の80.7%、人口3万人以上10万人未満の市区町村の48.4%、人口1万人以上3万人未満の市区町村の23.8%、人口1万人未満の市区町村の17.4%が計画を策定している。

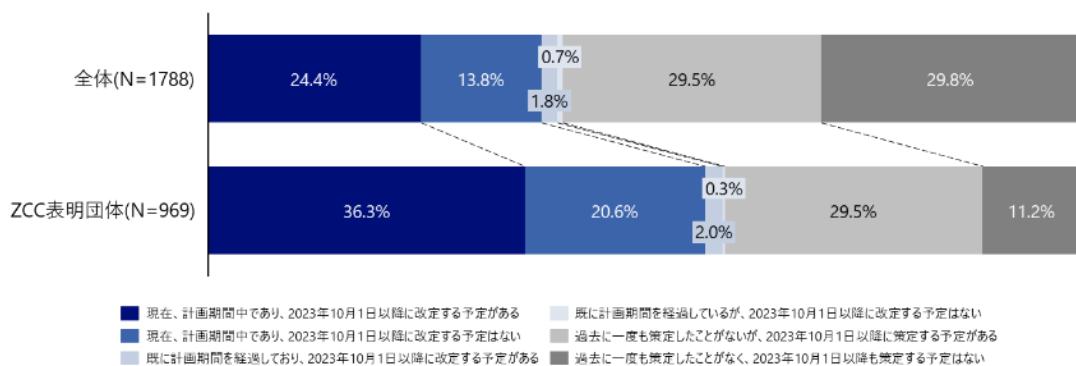
**図表 113 令和5年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
【団体区分別】**



回答数	現在、計画期間中であり、2023年10月1日以降に改定する予定がある	現在、計画期間中であり、2023年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しておらず、2023年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しておらず、2023年10月1日以降に改定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2023年10月1日以降に改定する予定はない	過去に一度も策定したことなく、2023年10月1日以降も策定する予定はない	合計
全体会	436	247	32	12	528	533	1,788
都道府県	24	23	0	0	0	0	47
政令指定都市	13	7	0	0	0	0	20
中核市	43	19	0	0	0	0	62
施行時特例市	18	5	0	0	0	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	96	42	4	0	27	7	176
人口3万人以上10万人未満の市区町村	149	75	8	2	169	80	483
人口1万人以上3万人未満の市区町村	54	40	9	5	170	175	453
人口1万人未満の市区町村	39	36	11	5	162	271	524
比率 (%)	24.4	13.8	1.8	0.7	29.5	29.8	
都道府県(N=47)	51.1	48.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	65.0	35.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)	69.4	30.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=23)	78.3	21.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	54.5	23.9	2.3	0.0	15.3	4.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=483)	30.8	15.5	1.7	0.4	35.0	16.6	
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=453)	11.9	8.8	2.0	1.1	37.5	38.6	
人口1万人未満の市区町村(N=524)	7.4	6.9	2.1	1.0	30.9	51.7	

全団体とゼロカーボンシティ（ZCC）表明団体*とを比較すると、ZCC表明をしている団体ほど未策定の割合が低く、未策定でも策定予定である割合が高い。
※令和5年10月1日時点でのゼロカーボンシティ（ZCC）を表明している団体を対象としている。

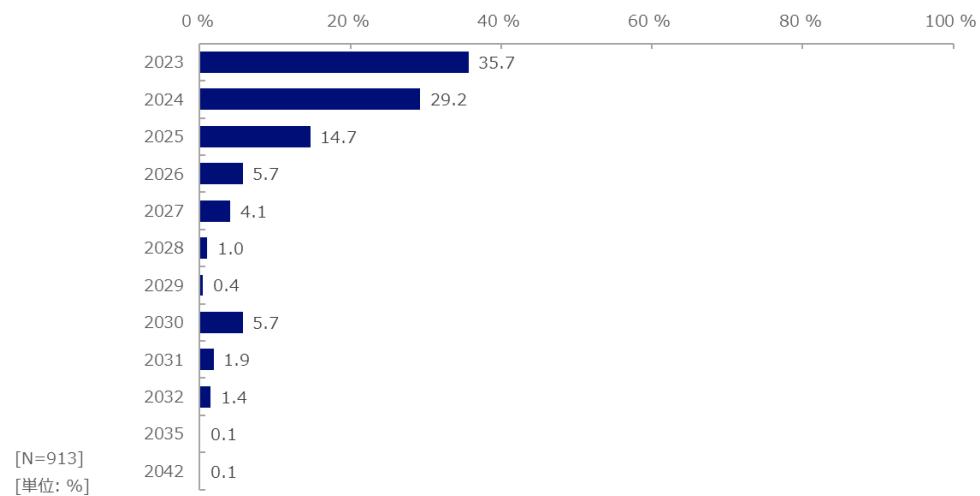
図表 114 令和5年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
【ZCC表明団体との比較】



①区域施策編の策定・改定予定年度 <Q2-1(1)>

区域施策編の策定・改定を予定している団体において、その予定年度は、「2023年」(35.7%)が最も高く、次いで「2024年」(29.2%)、「2025年」(14.7%)と続く。

図表 115 区域施策編の策定・改定予定年度

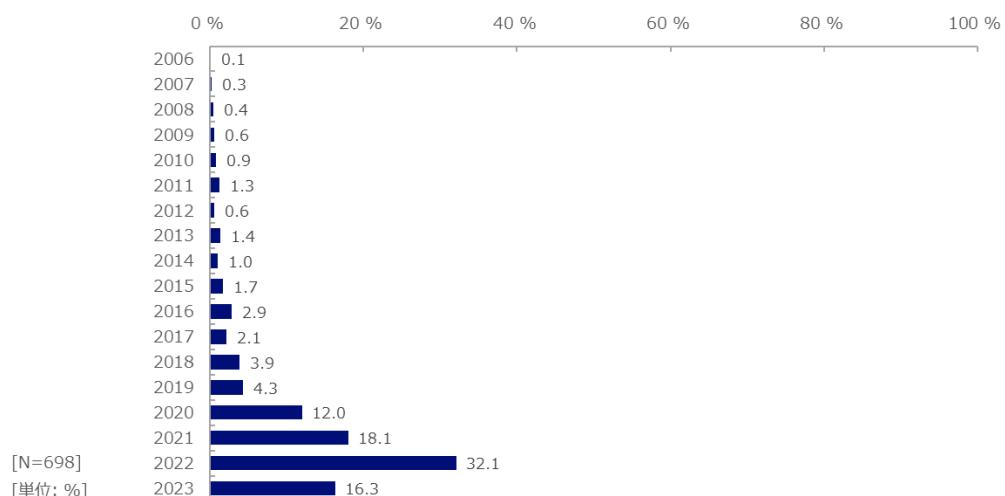


	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2035	2042	合計
全体	326	267	134	52	37	9	4	52	17	13	1	1	913
比率 (%)	35.7	29.2	14.7	5.7	4.1	1.0	0.4	5.7	1.9	1.4	0.1	0.1	

②区域施策編の策定・最終改定年度及びその計画期間<Q2-1(1)②>

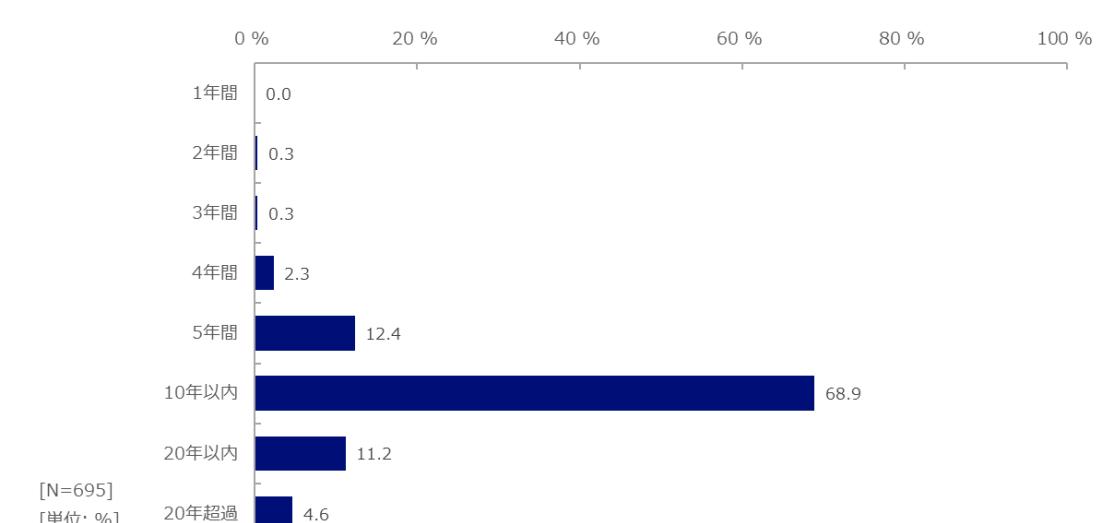
区域施策編を策定済みの団体において、その策定・最終改定年度は、「2022年」(32.1%)、「2021年」(18.1%)が最も高く、またその前後に集中している。

図表 116 区域施策編の策定・最終改定年度



また、当初策定した区域施策編の計画期間は、「10年以内」(68.9%)が最も多く、「5年間」(12.4%)が続く。

図表 117 当初策定した区域施策編の計画期間



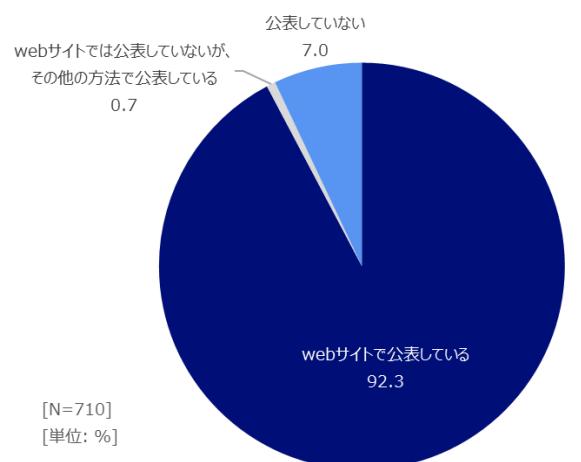
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	0	2	2	16	86	479	78	32	695
比率 (%)	0.0	0.3	0.3	2.3	12.4	68.9	11.2	4.6	

2) 区域施策編の公表状況<Q2-1(2)>

都道府県・市区町村において、区域施策編を策定済みの団体のうち、当該計画を公表している団体は93.0%で、7.0%の団体は公表に至っていない。

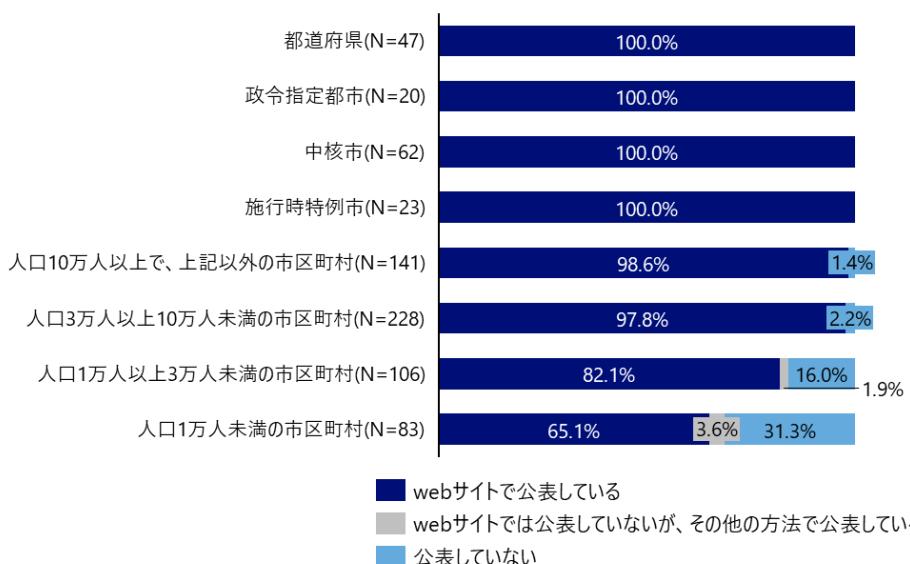
施行時特例市以上の団体は公表率100%。

図表 118 区域施策編の公表状況



	webサイトで公表している	webサイトでは公表していないが、他の方法で公表している	公表していない	合計
全体	655	5	50	710
比率 (%)	92.3	0.7	7.0	

図表 119 区域施策編の公表状況
【団体区分別】

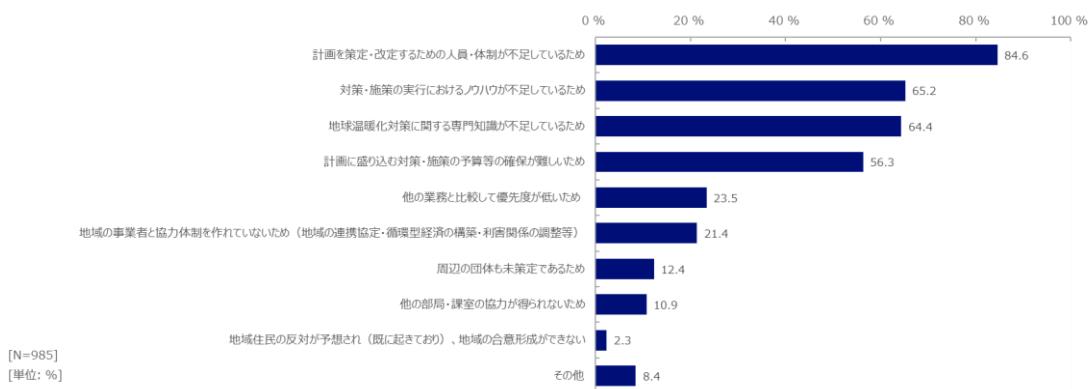


3) 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

<Q2-1(3)>

区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため」(84.6%)が最も高く、次いで「対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため」(65.2%)、「地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため」(64.4%)と続く。

図表 120 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

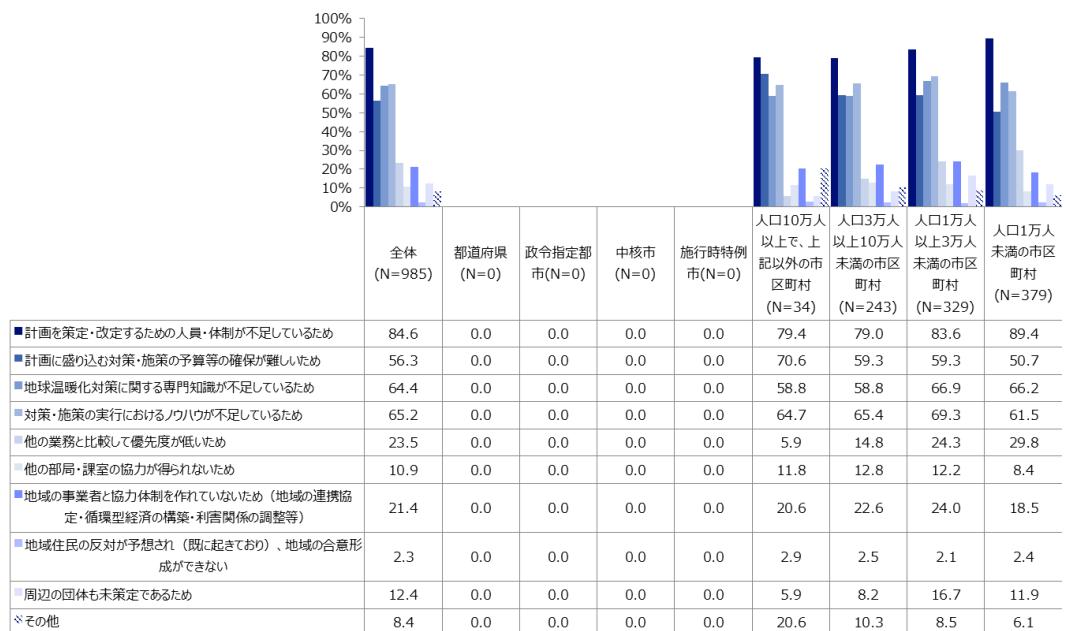


	計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため	計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しかったため	地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため	対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため	他の業務と比較して優先度が低いため	他の部局・課室の協力が得られないため	地域の事業者と協力体制を作れていないため（地域の連携協定・循環型経済の構築・利害関係の調整等）	地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない	周辺の団体も未策定であるため	その他	合計
全体	833	555	634	642	231	107	211	23	122	83	985
比率	84.6	56.3	64.4	65.2	23.5	10.9	21.4	2.3	12.4	8.4	

地方公共団体の区別によると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」が最も多い。

人口規模が小さくなるほど、「地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

**図表 121 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由
【団体区分別】**



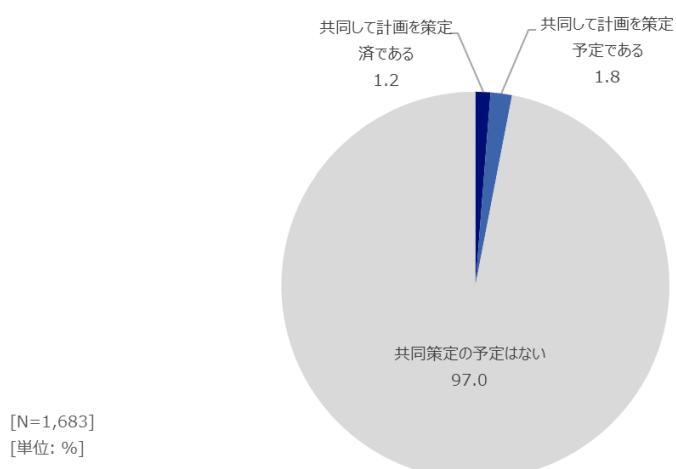
		計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため	計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しいため	地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため	対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため	他の業務と比較して優先度が低いため	他の部局・課室の協力が得られないため	地域の事業者と協力体制を作成していないため（地域の連携協定・循環型経済の構築・利害関係の調整等）	地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない	周辺の団体も未策定であるため	その他	合計
回答数	全体	833	555	634	642	231	107	211	23	122	83	985
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	27	24	20	22	2	4	7	1	2	7	34
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	192	144	143	159	36	31	55	6	20	25	243
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	275	195	220	228	80	40	79	7	55	28	329
	人口1万人未満の市区町村	339	192	251	233	113	32	70	9	45	23	379
比率 (%)	全体会員(N=985)	84.6	56.3	64.4	65.2	23.5	10.9	21.4	2.3	12.4	8.4	
	都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	政令指定都市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中核市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	施行時特例市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=34)	79.4	70.6	58.8	64.7	5.9	11.8	20.6	2.9	5.9	20.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=243)	79.0	59.3	58.8	65.4	14.8	12.8	22.6	2.5	8.2	10.3	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=329)	83.6	59.3	66.9	69.3	24.3	12.2	24.0	2.1	16.7	8.5	
	人口1万人未満の市区町村(N=379)	89.4	50.7	66.2	61.5	29.8	8.4	18.5	2.4	11.9	6.1	

4) 区域施策編の共同策定の検討状況 <Q2-1(4)>

都道府県・市区町村における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「共同策定の予定はない」(97.0%)が大半を占めている。

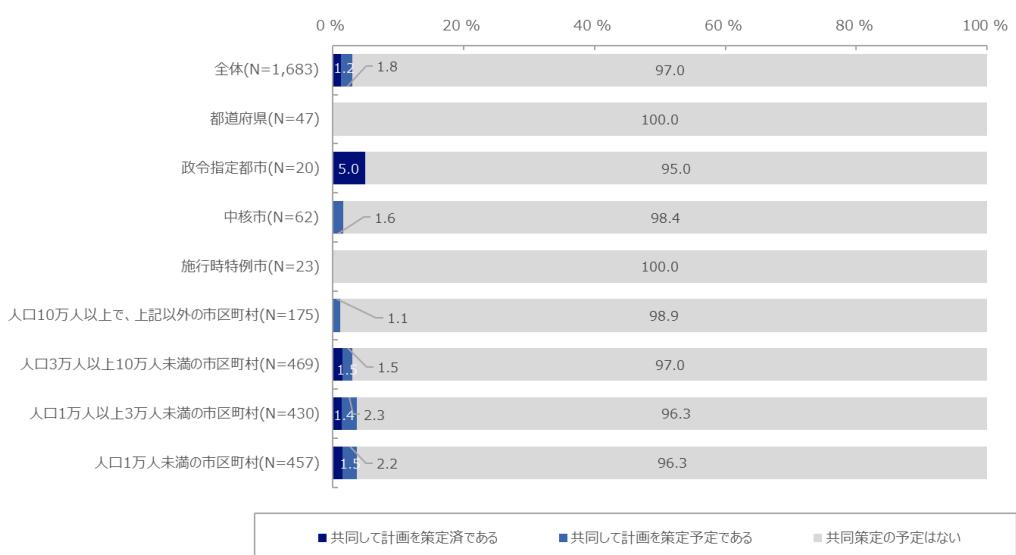
共同策定済又は共同策定予定（2023年度以降含む）の団体は3.0%である。

図表 122 区域施策編の共同策定の検討状況



	共同して計画を策定済である	共同して計画を策定予定である	共同策定の予定はない	合計
全体	21	30	1,632	1,683
比率	1.2	1.8	97.0	

図表 123 区域施策編の共同策定の検討状況
【団体区分別】



		共同して計画を策定済である	共同して計画を策定予定である	共同策定の予定はない	合計
回答数	全体	21	30	1,632	1,683
	都道府県	0	0	47	47
	政令指定都市	1	0	19	20
	中核市	0	1	61	62
	施行時特例市	0	0	23	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	2	173	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	7	455	469
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	6	10	414	430
	人口1万人未満の市区町村	7	10	440	457
比率 (%)	全体(N=1,683)	1.2	1.8	97.0	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	95.0	
	中核市(N=62)	0.0	1.6	98.4	
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	0.0	1.1	98.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=469)	1.5	1.5	97.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=430)	1.4	2.3	96.3	
	人口1万人未満の市区町村(N=457)	1.5	2.2	96.3	

(2) 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象 <Q2-2>

1) 実行計画（区域施策編）の算定対象（エネルギー起源 CO₂以外）<Q2-2(1)>

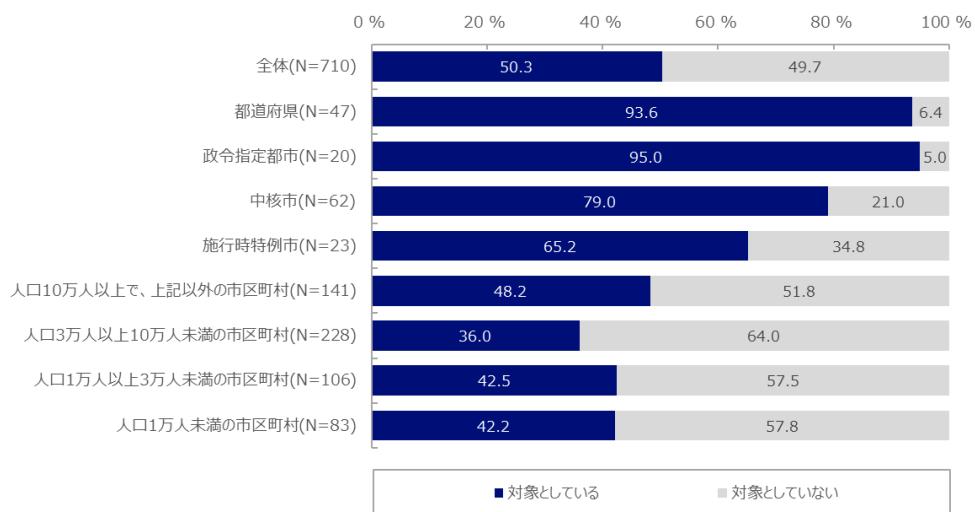
①燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野を「対象としている」と回答した団体は全体の 50.3 %である。人口規模が小さい団体では、「対象としている」と回答した団体の割合が低い傾向がある。

図表 124 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂以外）

(1)燃料の燃焼分野

【団体区分別】

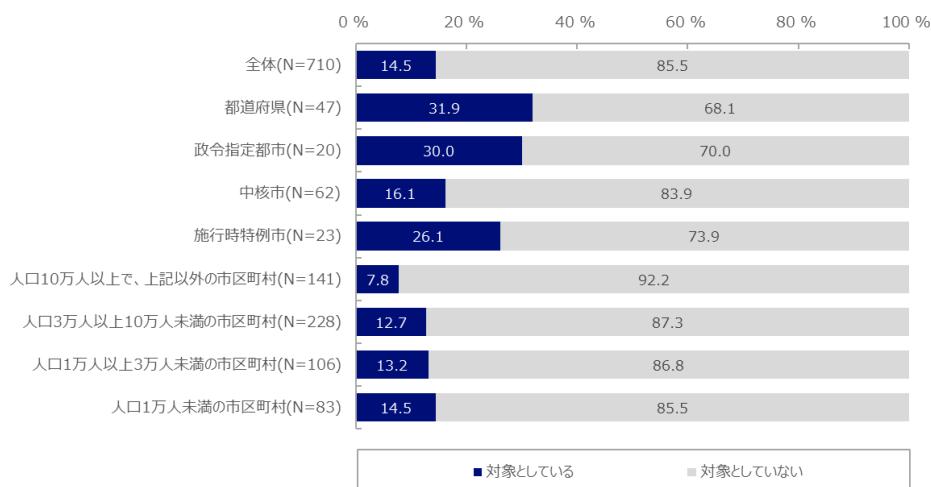


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	357	353	710
	都道府県	44	3	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	49	13	62
	施行時特例市	15	8	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	68	73	141
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	82	146	228
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	45	61	106
	人口1万人未満の市区町村	35	48	83
比率 (%)	全体(N=710)	50.3	49.7	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=62)	79.0	21.0	
	施行時特例市(N=23)	65.2	34.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=141)	48.2	51.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=228)	36.0	64.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=106)	42.5	57.5	
	人口1万人未満の市区町村(N=83)	42.2	57.8	

②燃料からの漏出分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料からの漏出分野を「対象としている」と回答した団体は全体の 14.5 %である。

図表 125 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂以外）
(2) ②燃料からの漏出分野
【団体区分別】

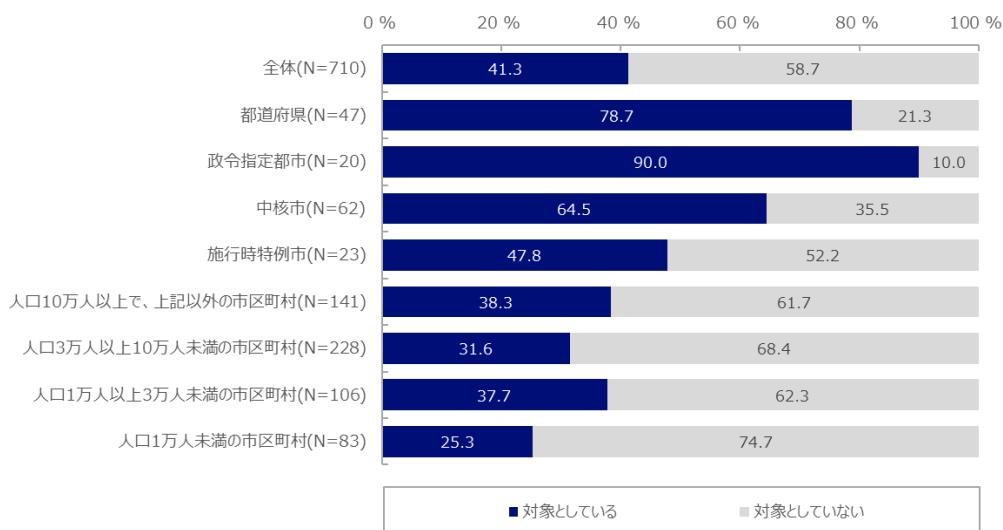


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	103	607	710
	都道府県	15	32	47
	政令指定都市	6	14	20
	中核市	10	52	62
	施行時特例市	6	17	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	130	141
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	29	199	228
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	14	92	106
	人口1万人未満の市区町村	12	71	83
比率 (%)	全体(N=710)	14.5	85.5	
	都道府県(N=47)	31.9	68.1	
	政令指定都市(N=20)	30.0	70.0	
	中核市(N=62)	16.1	83.9	
	施行時特例市(N=23)	26.1	73.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=141)	7.8	92.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=228)	12.7	87.3	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=106)	13.2	86.8	
	人口1万人未満の市区町村(N=83)	14.5	85.5	

③工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野を「対象としている」と回答した団体は全体の41.3%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

**図表 126 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
(3)工業プロセス分野
【団体区分別】**



		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	293	417	710
	都道府県	37	10	47
	政令指定都市	18	2	20
	中核市	40	22	62
	施行時特例市	11	12	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	54	87	141
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	72	156	228
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	40	66	106
	人口1万人未満の市区町村	21	62	83
比率 (%)	全体(N=710)	41.3	58.7	
	都道府県(N=47)	78.7	21.3	
	政令指定都市(N=20)	90.0	10.0	
	中核市(N=62)	64.5	35.5	
	施行時特例市(N=23)	47.8	52.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=141)	38.3	61.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=228)	31.6	68.4	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=106)	37.7	62.3	
	人口1万人未満の市区町村(N=83)	25.3	74.7	

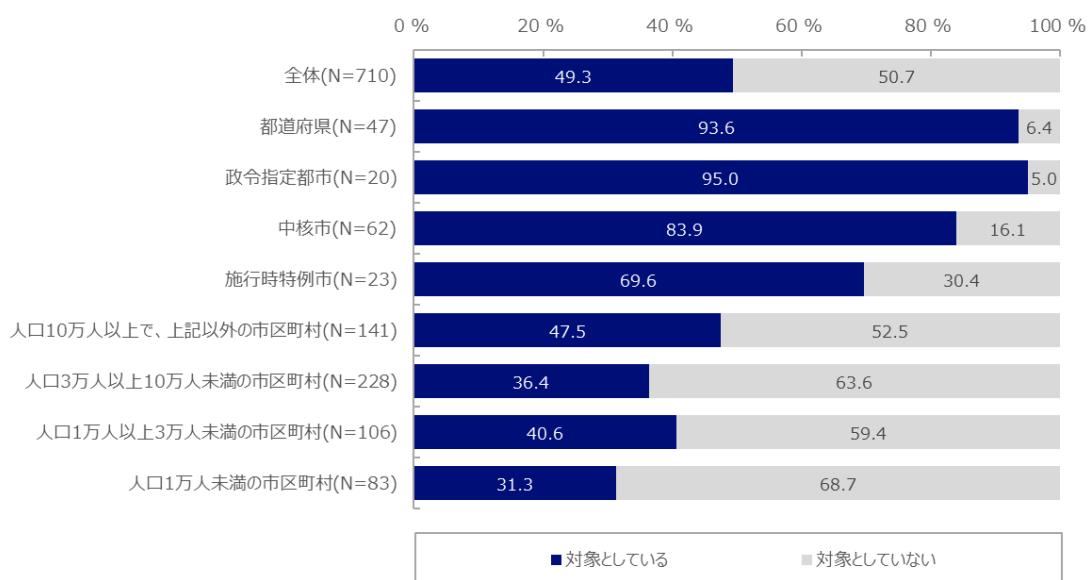
④農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野を「対象としている」と回答した団体は全体の49.3%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 127 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）

(4)農業分野

【団体区分別】



		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	350	360	710
	都道府県	44	3	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	52	10	62
	施行時特例市	16	7	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	67	74	141
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	83	145	228
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	43	63	106
	人口1万人未満の市区町村	26	57	83
	比率 (%)			
全体(N=710)	49.3	50.7		
都道府県(N=47)	93.6	6.4		
政令指定都市(N=20)	95.0	5.0		
中核市(N=62)	83.9	16.1		
施行時特例市(N=23)	69.6	30.4		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=141)	47.5	52.5		
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=228)	36.4	63.6		
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=106)	40.6	59.4		
人口1万人未満の市区町村(N=83)	31.3	68.7		

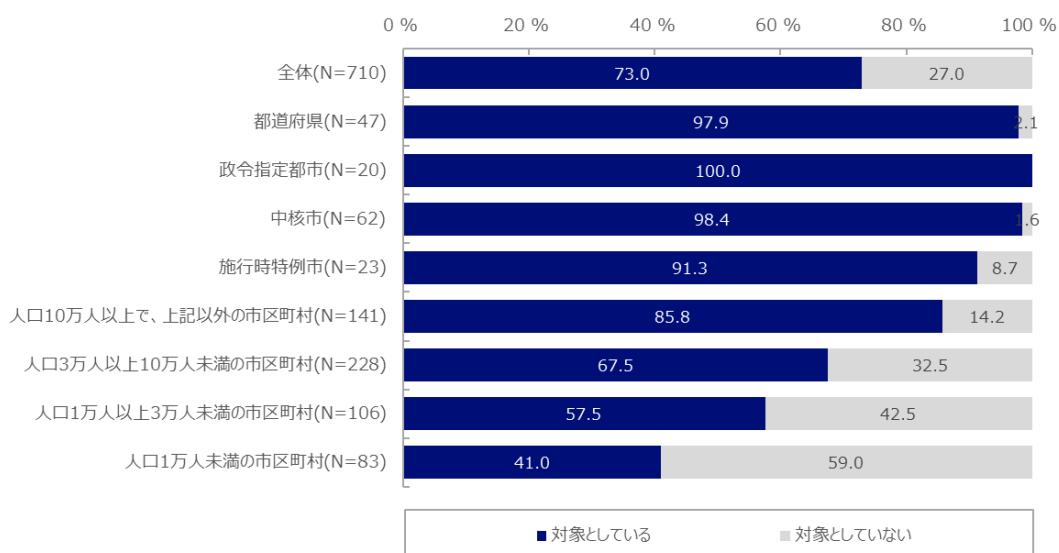
⑤廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野を「対象としている」と回答した団体は全体の73.0%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 128 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）

(5)廃棄物分野

【団体区分別】



回答数	対象としている	対象としていない	合計		
				全回答数	割合 (%)
全体	518	192	710	710	100.0
都道府県	46	1	47	47	100.0
政令指定都市	20	0	20	20	100.0
中核市	61	1	62	62	100.0
施行時特例市	21	2	23	23	100.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	121	20	141	141	100.0
人口3万人以上10万人未満の市区町村	154	74	228	228	100.0
人口1万人以上3万人未満の市区町村	61	45	106	106	100.0
人口1万人未満の市区町村	34	49	83	83	100.0
比率 (%)	73.0	27.0			
都道府県(N=47)	97.9	2.1			
政令指定都市(N=20)	100.0	0.0			
中核市(N=62)	98.4	1.6			
施行時特例市(N=23)	91.3	8.7			
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=141)	85.8	14.2			
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=228)	67.5	32.5			
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=106)	57.5	42.5			
人口1万人未満の市区町村(N=83)	41.0	59.0			

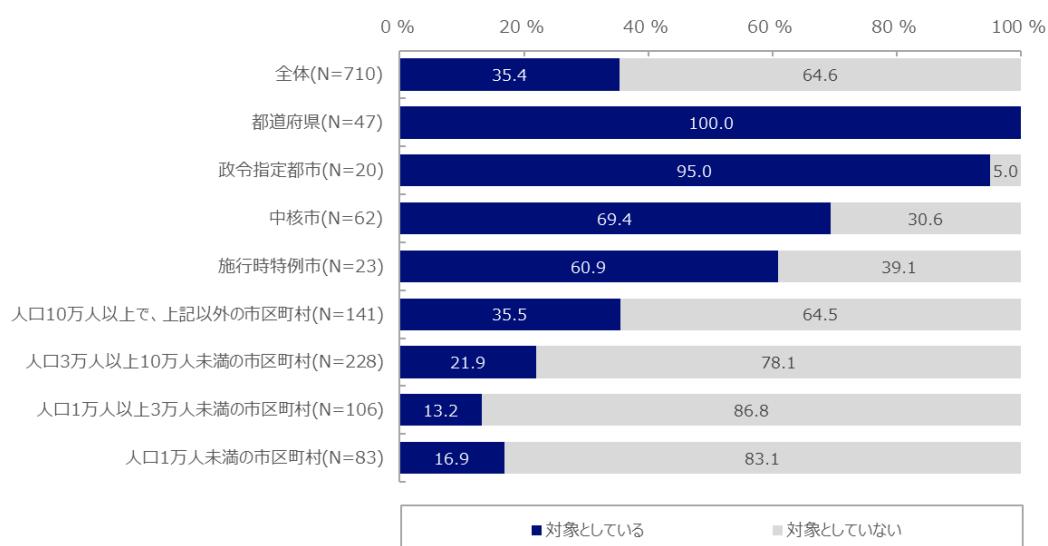
⑥代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野を「対象としている」と回答した団体は全体の35.4%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 129 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）

(6)代替フロン等4ガス分野

【団体区分別】

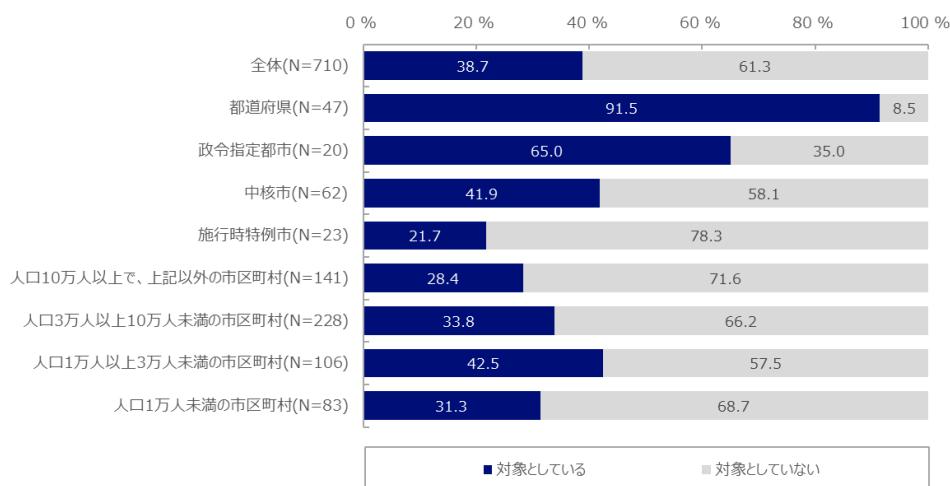


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	251	459	710
	都道府県	47	0	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	43	19	62
	施行時特例市	14	9	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	50	91	141
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	50	178	228
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	14	92	106
	人口1万人未満の市区町村	14	69	83
比率 (%)	全体(N=710)	35.4	64.6	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=62)	69.4	30.6	
	施行時特例市(N=23)	60.9	39.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=141)	35.5	64.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=228)	21.9	78.1	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=106)	13.2	86.8	
	人口1万人未満の市区町村(N=83)	16.9	83.1	

⑦森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源を「対象としている」と回答した団体は全体の38.7%である。都道府県に比べて市区町村では、森林等の吸収源を対象としている団体の割合は低い。

**図表 130 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
(7)森林等の吸収源
【団体区分別】**

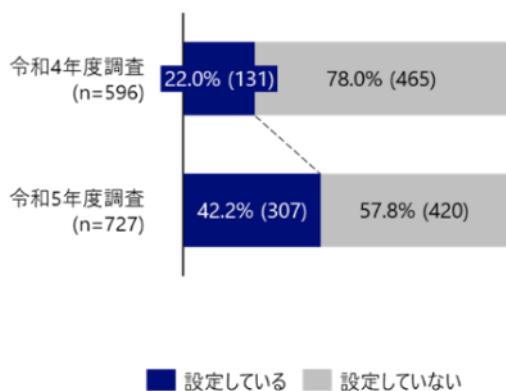


		対象としている	対象としていない	合計
回答数	全体	275	435	710
	都道府県	43	4	47
	政令指定都市	13	7	20
	中核市	26	36	62
	施行時特例市	5	18	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	40	101	141
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	77	151	228
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	45	61	106
	人口1万人未満の市区町村	26	57	83
比率 (%)	全体(N=710)	38.7	61.3	
	都道府県(N=47)	91.5	8.5	
	政令指定都市(N=20)	65.0	35.0	
	中核市(N=62)	41.9	58.1	
	施行時特例市(N=23)	21.7	78.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=141)	28.4	71.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=228)	33.8	66.2	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=106)	42.5	57.5	
	人口1万人未満の市区町村(N=83)	31.3	68.7	

2) 実行計画(区域施策編)における再生可能エネルギー導入目標<Q2-2(2)>

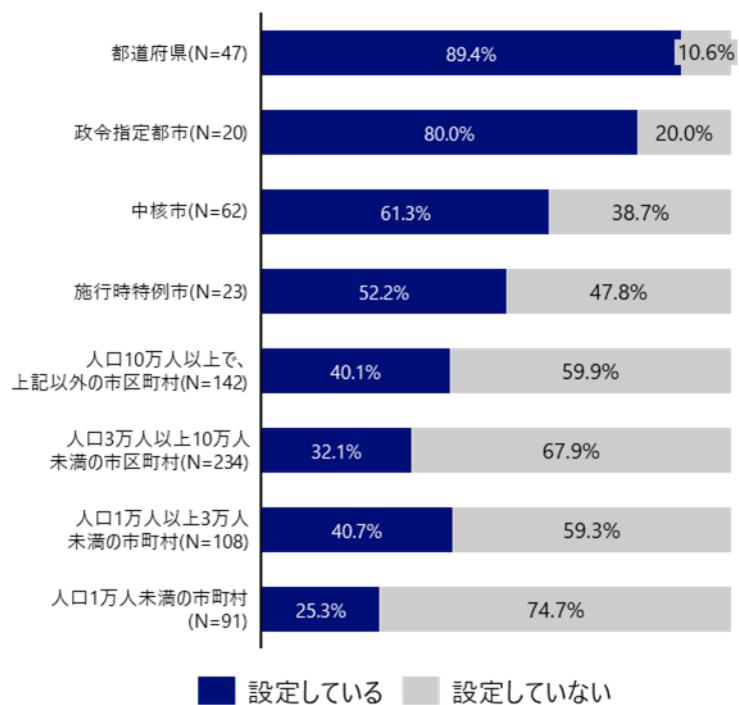
実行計画(区域施策編)において再エネ導入量に係る目標を設定している団体は42.2%で、昨年度22.0%より20.2%増。

図表 131 区域における再エネ導入量目標設定状況



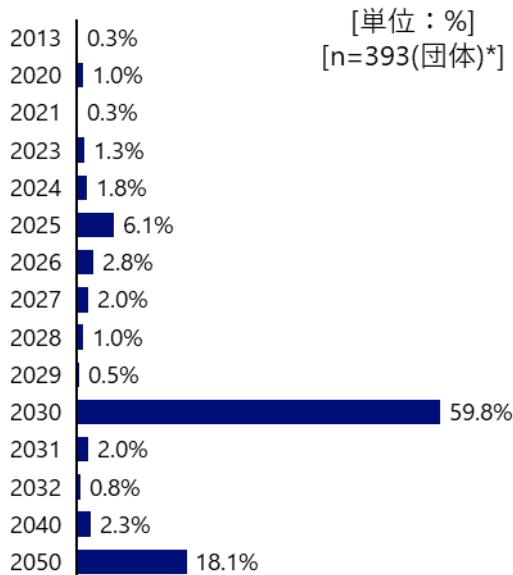
区分別にみると、都道府県で89.4%、政令指定都市で80.0%、中核市で61.3%、施行時特例市で52.2%。

図表 132 区域における再エネ導入量目標設定状況
【団体区分別】



区域施策編を策定済みで、かつ再エネ導入量目標（区域の再エネの導入量の目標）を設定している団体における目標年度は、2030 年が最も多く、2050 年、2025 年と続く。

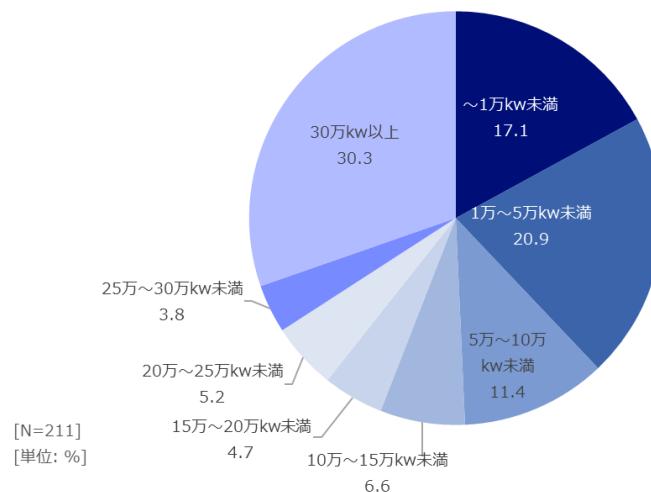
図表 133 再生可能エネルギー導入目標量：目標年度



*具体的な目標値の設定は無く、目標年度のみ設定している団体の回答も含む

再生可能エネルギーの導入目標量のうち、設備容量については、「30 万 kW 以上」と回答した団体が 30.3% と最も多い。

図表 134 再生可能エネルギー導入目標量：設備容量 (kW)

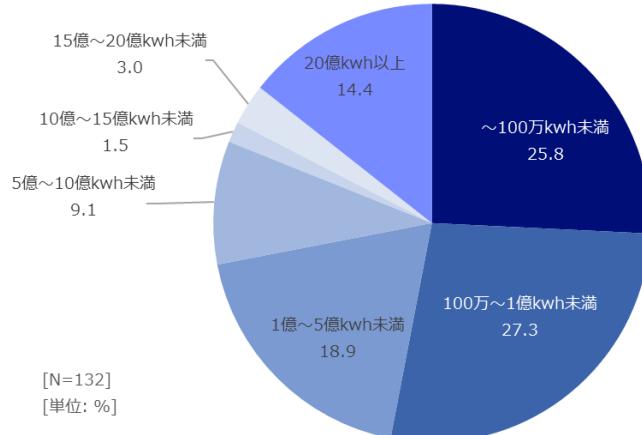


[N=211]
[単位: %]

	~1万kW未満	1万~5万kW未満	5万~10万kW未満	10万~15万kW未満	15万~20万kW未満	20万~25万kW未満	25万~30万kW未満	30万kW以上	合計
全体	36	44	24	14	10	11	8	64	211
比率 (%)	17.1	20.9	11.4	6.6	4.7	5.2	3.8	30.3	

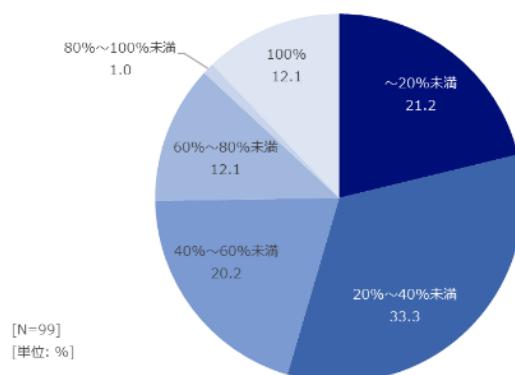
再生可能エネルギーの導入目標量のうち、発電電力量については、「100万～1億kWh未満」と回答した団体が27.3%と最も多い。

図表 135 再生可能エネルギー導入目標量：再生可能エネルギーの発電電力量 (kWh)



	~100万kWh未満	100万～1億kWh未満	1億～5億kWh未満	5億～10億kWh未満	10億～15億kWh未満	15億～20億kWh未満	20億kWh以上	合計
全体	34	36	25	12	2	4	19	132
比率 (%)	25.8	27.3	18.9	9.1	1.5	3.0	14.4	

図表 136 再生可能エネルギー導入目標量：エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率 (%)



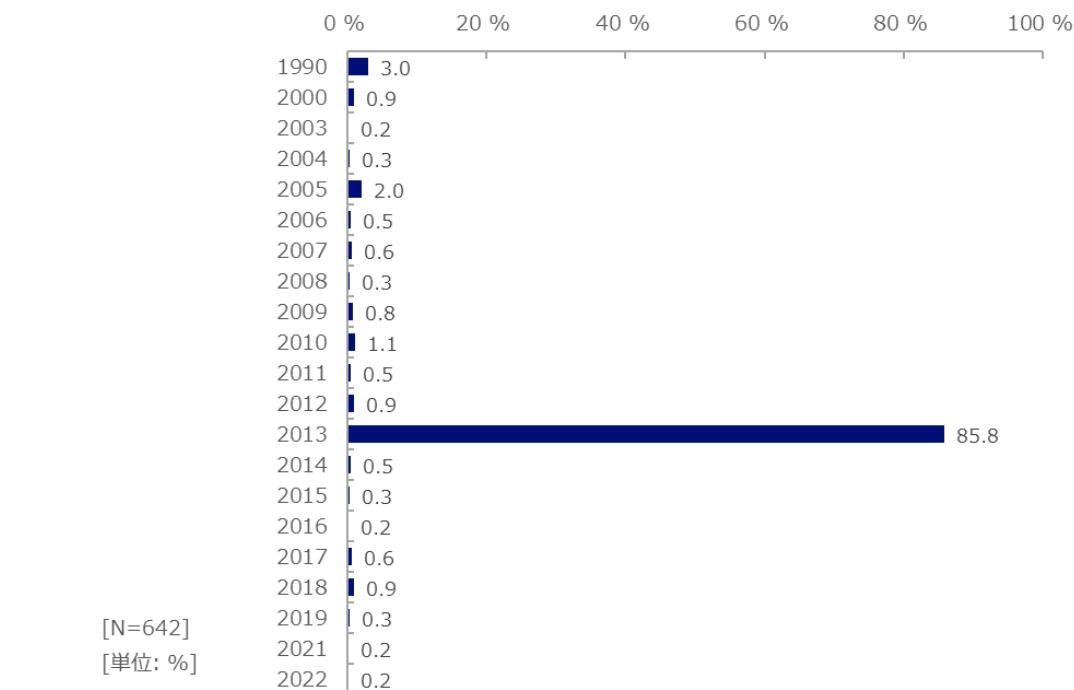
	~20%未満	20%～40%未満	40%～60%未満	60%～80%未満	80%～100%未満	100%	合計
全体	21	33	20	12	1	12	99
比率 (%)	21.2	33.3	20.2	12.1	1.0	12.1	

3) 区域施策編における基準年度・排出量 <Q2-2(3)>

①区域施策編における基準年度<Q2-2(3)>

区域施策編を策定済みの団体において、その基準年度は、「2013年」(85.8%)が最も多く、次いで「1990年」(3.0%)が多い。

図表 137 区域施策編における基準年度

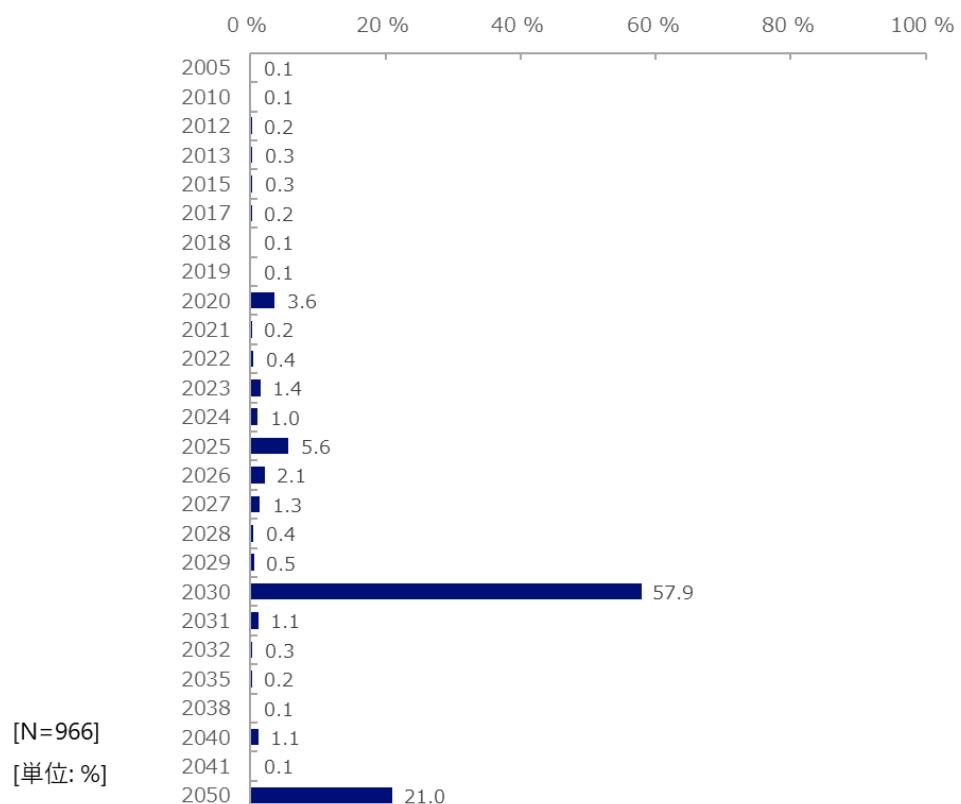


	1990	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2021	2022	合計
全体	19	6	1	2	13	3	4	2	5	7	3	6	551	3	2	1	4	6	2	1	1	642
比率 (%)	3.0	0.9	0.2	0.3	2.0	0.5	0.6	0.3	0.8	1.1	0.5	0.9	85.8	0.5	0.3	0.2	0.6	0.9	0.3	0.2	0.2	

②区域施策編における目標年度

区域施策編を策定済みの団体において、その目標年度は、「2030年」(57.9%)が最も多い。

図表 138 区域施策編における目標年度



	2005	2010	2012	2013	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
全体	1	1	2	3	3	2	1	1	35	2	4	14	10	54
比率 (%)	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	3.6	0.2	0.4	1.4	1.0	5.6

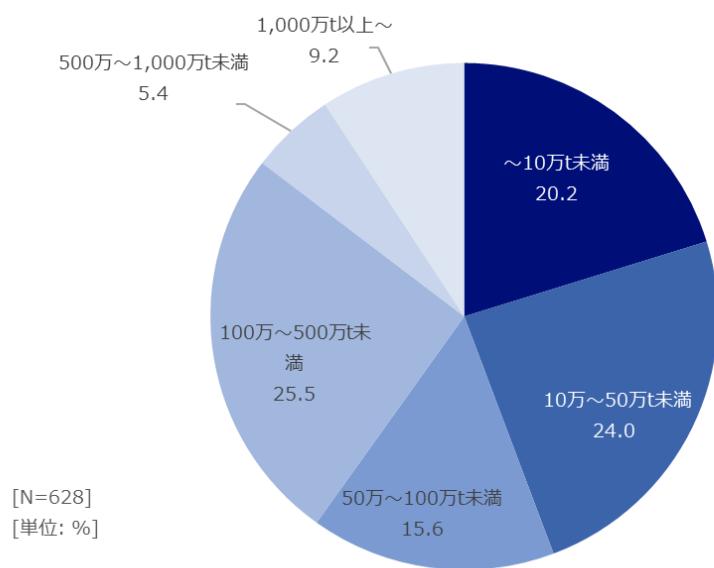
	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2035	2038	2040	2041	2050	合計
全体	20	13	4	5	559	11	3	2	1	11	1	203	966
比率 (%)	2.1	1.3	0.4	0.5	57.9	1.1	0.3	0.2	0.1	1.1	0.1	21.0	

③区域施策編における基準年度の排出量 <Q2-2(3)>

i) 総排出量

区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス排出量は、「100万～500万t未満」(25.5%)が最も多く、次いで「10万～50万t未満」(24.0%)、「～10万t未満」(20.2%)と続く。

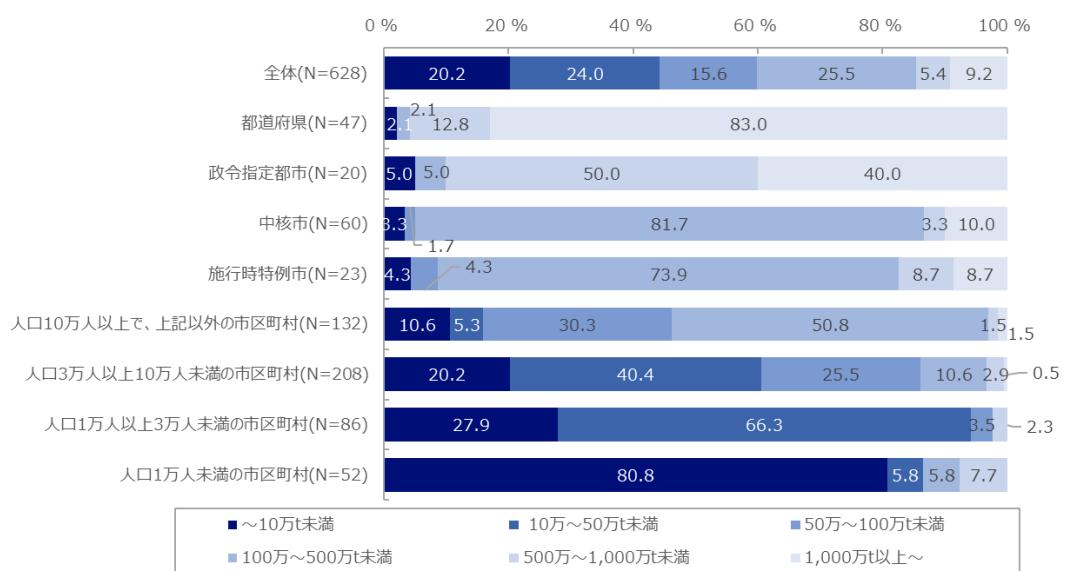
図表 139 区域施策編における基準年度の排出量



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	127	151	98	160	34	58	628
比率 (%)	20.2	24.0	15.6	25.5	5.4	9.2	

地方公共団体の区別に見ると、都道府県では「1,000万t以上」、政令指定都市では「500～1,000万t未満」、中核市、施行時特例市、人口10万人以上の市区町村では「100～500万t未満」、人口3万人以上10万人未満の市区町村、人口1万人以上3万人未満の市区町村では「10～50万t未満」、人口1万人未満の市区町村では「10万t未満」が最も多い。

**図表 140 区域施策編における基準年度の排出量
【団体区分別】**

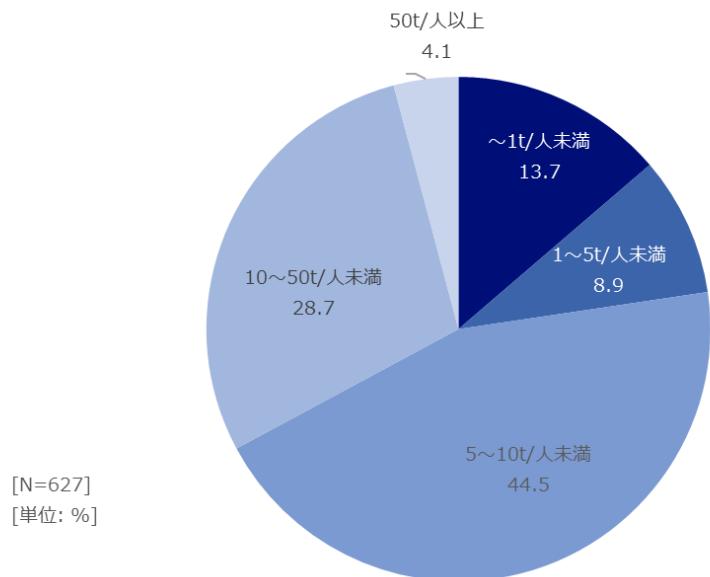


	回答数	~10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
回答数	全体	127	151	98	160	34	58	628
	都道府県	1	0	0	1	6	39	47
	政令指定都市	1	0	0	1	10	8	20
	中核市	2	0	1	49	2	6	60
	施行時特例市	1	0	1	17	2	2	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	7	40	67	2	2	132
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	42	84	53	22	6	1	208
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	24	57	3	0	2	0	86
	人口1万人未満の市区町村	42	3	0	3	4	0	52
比率 (%)	全体(N=628)	20.2	24.0	15.6	25.5	5.4	9.2	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	0.0	2.1	12.8	83.0	
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	0.0	5.0	50.0	40.0	
	中核市(N=60)	3.3	0.0	1.7	81.7	3.3	10.0	
	施行時特例市(N=23)	4.3	0.0	4.3	73.9	8.7	8.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=132)	10.6	5.3	30.3	50.8	1.5	1.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=208)	20.2	40.4	25.5	10.6	2.9	0.5	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=86)	27.9	66.3	3.5	0.0	2.3	0.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=52)	80.8	5.8	0.0	5.8	7.7	0.0	

ii) 人口 1 人当たり排出量

区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の人口 1 人当たりの温室効果ガス排出量は、「5～10t/人未満」(44.5%)が最も多く、次いで「10～50t/人未満」(28.7%)、「～1t/人未満」(13.7%)と続く。

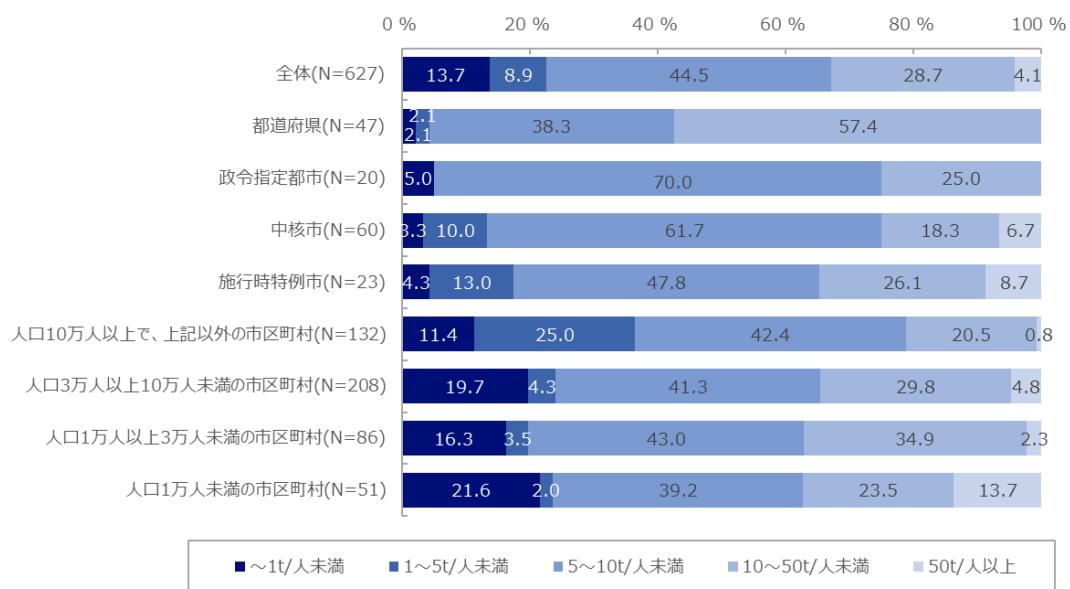
図表 141 区域施策編における基準年度の人口 1 人当たり排出量



	～1t/人未満	1~5t/人未満	5~10t/人未満	10~50t/人未満	50t/人以上	合計
全体	86	56	279	180	26	627
比率 (%)	13.7	8.9	44.5	28.7	4.1	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県は「10~50t/人未満」が57.4%と最も多いが、市区町村では「5~10t/人未満」が最も多い。

**図表 142 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量
【団体区分別】**



回答数	全団体	~1t/人未満	1~5t/人未満	5~10t/人未満	10~50t/人未満	50t/人以上	合計
都道府県(N=47)	1	1	18	27	0	47	
政令指定都市(N=20)	1	0	14	5	0	20	
中核市(N=60)	2	6	37	11	4	60	
施行時特例市(N=23)	1	3	11	6	2	23	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=132)	15	33	56	27	1	132	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=208)	41	9	86	62	10	208	
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=86)	14	3	37	30	2	86	
人口1万人未満の市区町村(N=51)	11	1	20	12	7	51	

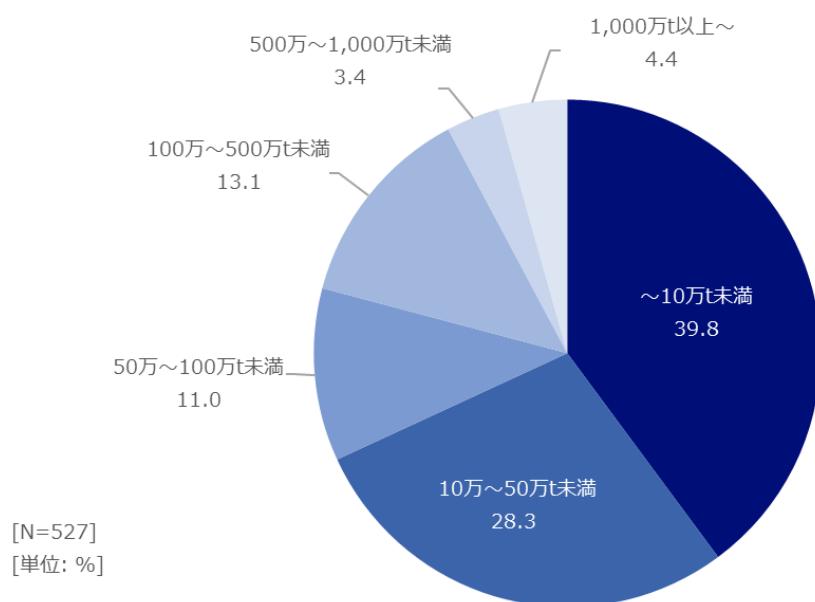
比率(%)	全団体(N=627)	~1t/人未満	1~5t/人未満	5~10t/人未満	10~50t/人未満	50t/人以上	合計
都道府県(N=47)	2.1	2.1	38.3	57.4	0.0	0.0	47
政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	70.0	25.0	0.0	0.0	20
中核市(N=60)	3.3	10.0	61.7	18.3	6.7	6.7	60
施行時特例市(N=23)	4.3	13.0	47.8	26.1	8.7	8.7	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=132)	11.4	25.0	42.4	20.5	0.8	0.8	132
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=208)	19.7	4.3	41.3	29.8	4.8	4.8	208
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=86)	16.3	3.5	43.0	34.9	2.3	2.3	86
人口1万人未満の市区町村(N=51)	21.6	2.0	39.2	23.5	13.7	13.7	51

④区域施策編における基準年度の排出量（部門別）<Q2-2(3)>

i) 産業部門

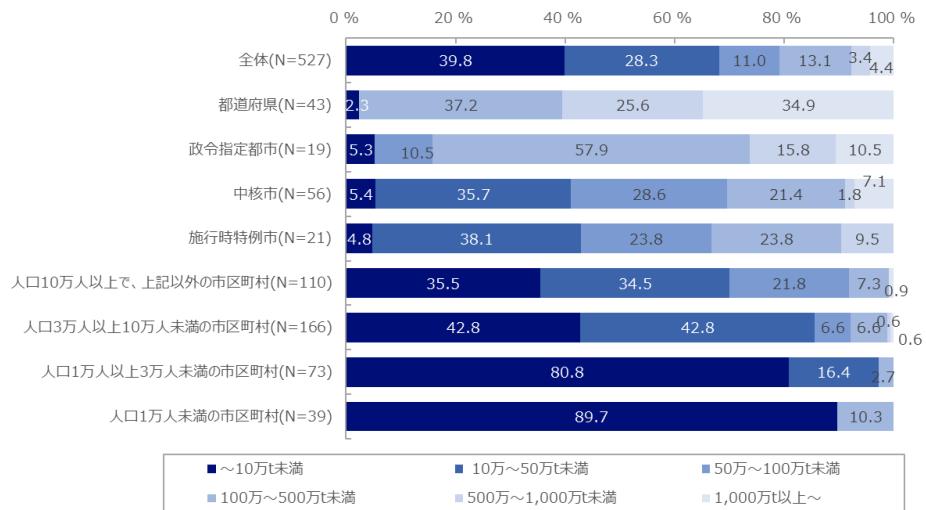
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門の基準年度排出量は、回答団体全体では、「～10万t未満」(39.8%)が最も多く、次いで「10万～50万t未満」(28.3%)、「100万～500万t未満」(13.1%)と続く。

図表 143 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	210	149	58	69	18	23	527
比率 (%)	39.8	28.3	11.0	13.1	3.4	4.4	

**図表 144 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）
【団体区分別】**

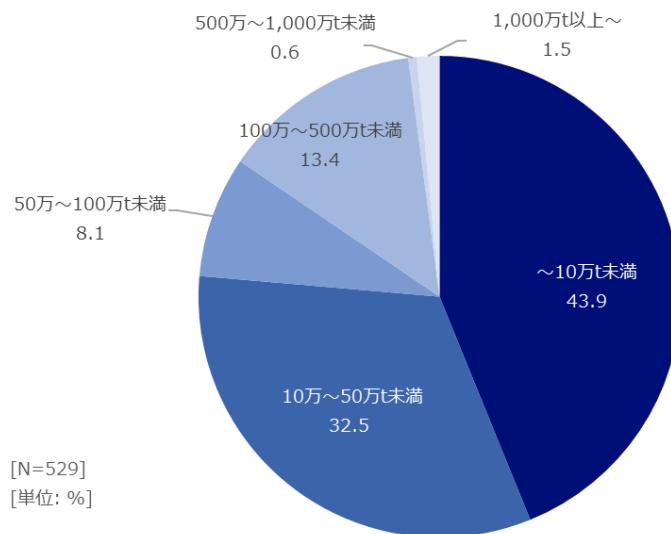


		～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
回答数	全体	210	149	58	69	18	23	527
	都道府県	1	0	0	16	11	15	43
	政令指定都市	1	0	2	11	3	2	19
	中核市	3	20	16	12	1	4	56
	施行時特例市	1	8	5	5	2	0	21
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	39	38	24	8	0	1	110
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	71	71	11	11	1	1	166
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	59	12	0	2	0	0	73
	人口1万人未満の市区町村	35	0	0	4	0	0	39
比率 (%)	全体(N=527)	39.8	28.3	11.0	13.1	3.4	4.4	
	都道府県(N=43)	2.3	0.0	0.0	37.2	25.6	34.9	
	政令指定都市(N=19)	5.3	0.0	10.5	57.9	15.8	10.5	
	中核市(N=56)	5.4	35.7	28.6	21.4	1.8	7.1	
	施行時特例市(N=21)	4.8	38.1	23.8	23.8	9.5	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=110)	35.5	34.5	21.8	7.3	0.0	0.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=166)	42.8	42.8	6.6	6.6	0.6	0.6	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=73)	80.8	16.4	0.0	2.7	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=39)	89.7	0.0	0.0	10.3	0.0	0.0	

ii) 業務その他部門

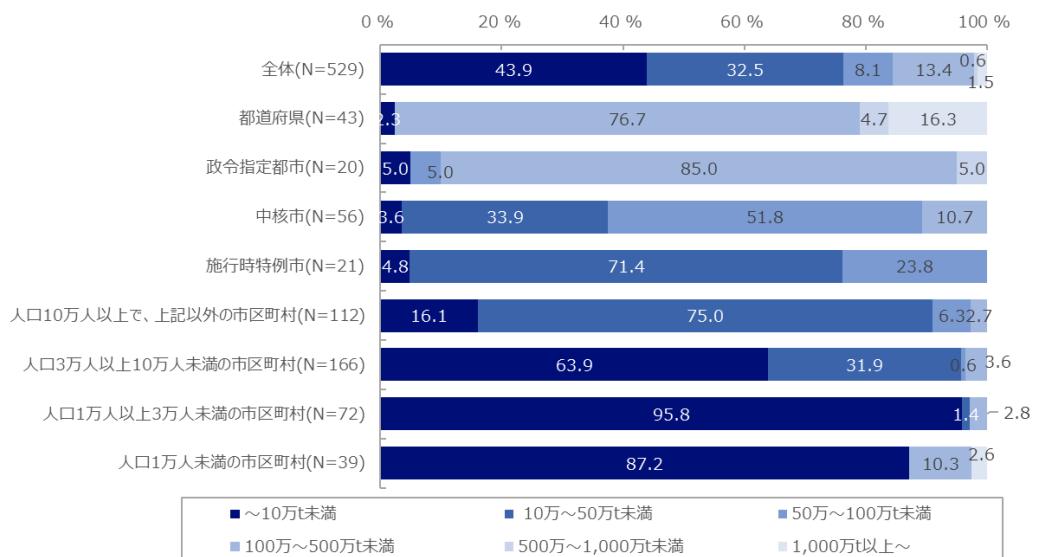
区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「～10万t未満」(43.9%)が最も多く、次いで「10万～50万t未満」(32.5%)、「100万～500万t未満」(13.4%)と続く。

図表 145 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	232	172	43	71	3	8	529
比率 (%)	43.9	32.5	8.1	13.4	0.6	1.5	

図表 146 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）
【団体区分別】

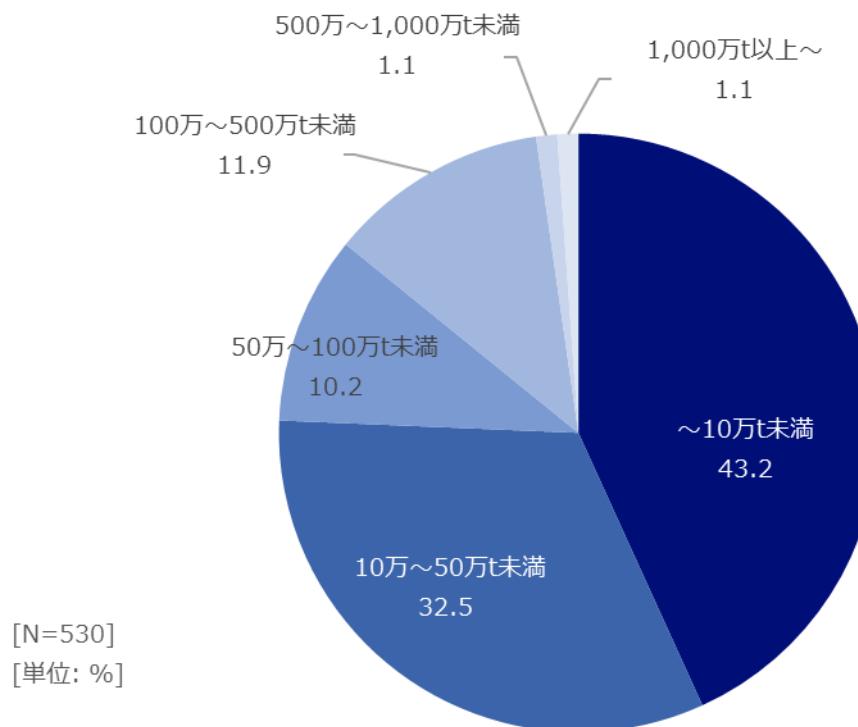


	回答数	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	232	172	43	71	3	8		529
都道府県	1	0	0	33	2	7		43
政令指定都市	1	0	1	17	1	0		20
中核市	2	19	29	6	0	0		56
施行時特例市	1	15	5	0	0	0		21
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	18	84	7	3	0	0		112
人口3万人以上10万人未満の市区町村	106	53	1	6	0	0		166
人口1万人以上3万人未満の市区町村	69	1	0	2	0	0		72
人口1万人未満の市区町村	34	0	0	4	0	1		39
比率 (%)	全体(N=529)	43.9	32.5	8.1	13.4	0.6	1.5	
	都道府県(N=43)	2.3	0.0	0.0	76.7	4.7	16.3	
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	5.0	85.0	5.0	0.0	
	中核市(N=56)	3.6	33.9	51.8	10.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=21)	4.8	71.4	23.8	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	16.1	75.0	6.3	2.7	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=166)	63.9	31.9	0.6	3.6	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=72)	95.8	1.4	0.0	2.8	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=39)	87.2	0.0	0.0	10.3	0.0	2.6	

iii) 家庭部門

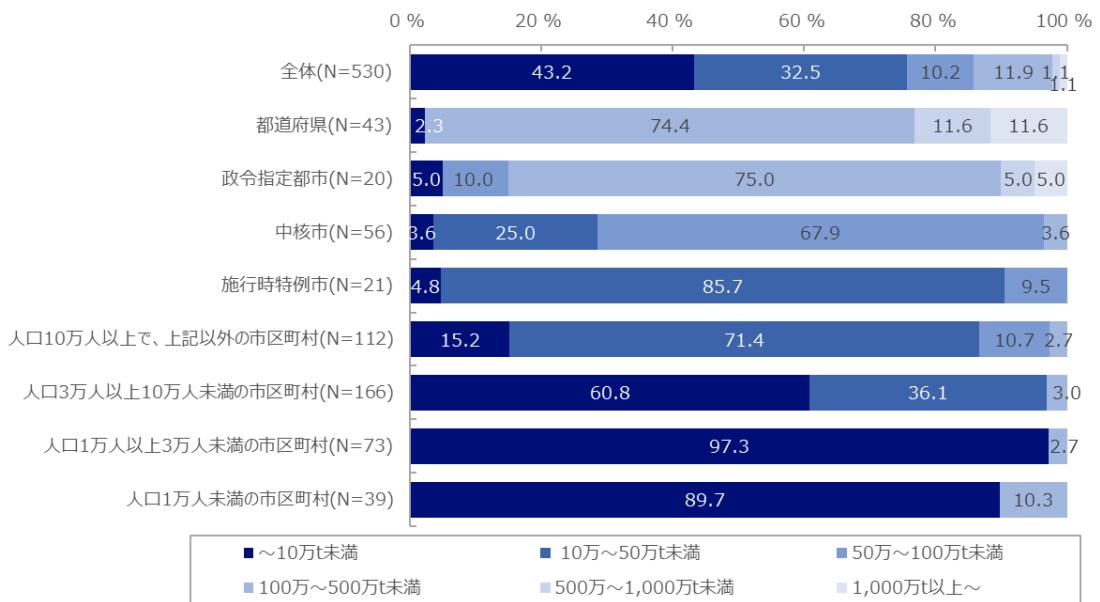
区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門の基準年度排出量は、「～10万t未満」(43.2%)が最も多く、次いで「10万～50万t未満」(32.5%)、「100万～500万t未満」(11.9%)と続く。

図表 147 区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	229	172	54	63	6	6	530
比率 (%)	43.2	32.5	10.2	11.9	1.1	1.1	

図表 148 区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）
【団体区分別】

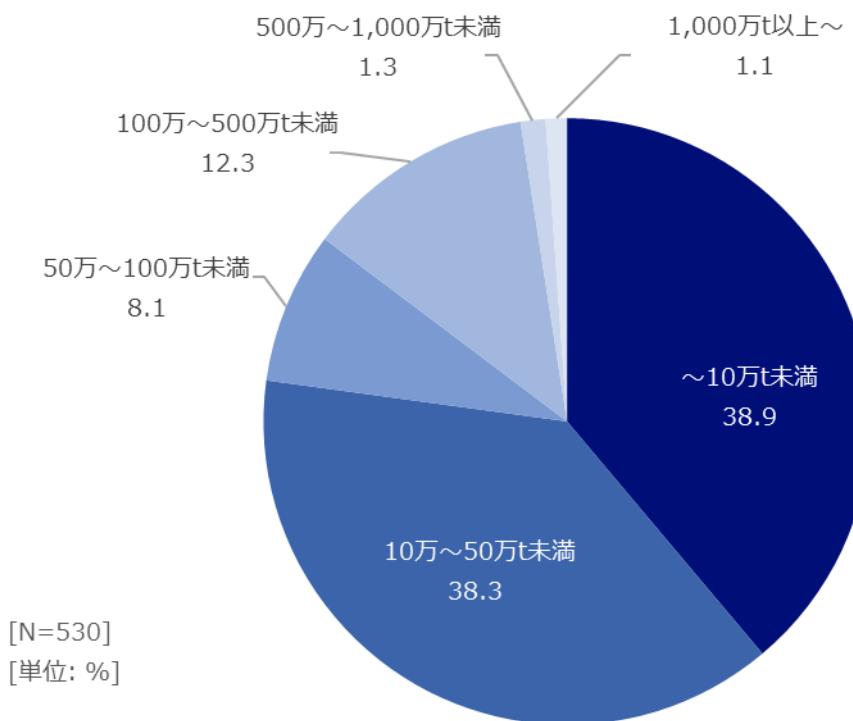


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	229	172	54	63	6	6	530
	都道府県	1	0	0	32	5	5	43
	政令指定都市	1	0	2	15	1	1	20
	中核市	2	14	38	2	0	0	56
	施行時特例市	1	18	2	0	0	0	21
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	17	80	12	3	0	0	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	101	60	0	5	0	0	166
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	71	0	0	2	0	0	73
	人口1万人未満の市区町村	35	0	0	4	0	0	39
比率 (%)	全体(N=530)	43.2	32.5	10.2	11.9	1.1	1.1	
	都道府県(N=43)	2.3	0.0	0.0	74.4	11.6	0.0	11.6
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	10.0	75.0	5.0	0.0	5.0
	中核市(N=56)	3.6	25.0	67.9	3.6	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=21)	4.8	85.7	9.5	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	15.2	71.4	10.7	2.7	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=166)	60.8	36.1	0.0	3.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=73)	97.3	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=39)	89.7	0.0	0.0	10.3	0.0	0.0	

iv) 運輸部門

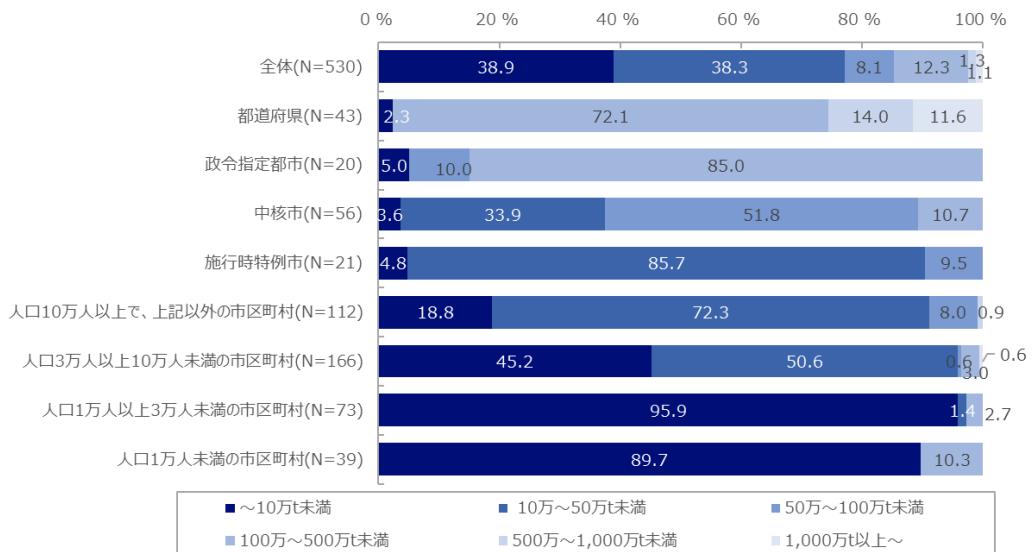
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門の基準年度排出量は、「～10万t未満」(38.9%)が最も多く、次いで「10万～50万t未満」(38.3%)、「100万～500万t未満」(12.3%)と続く。

図表 149 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	206	203	43	65	7	6	530
比率 (%)	38.9	38.3	8.1	12.3	1.3	1.1	

図表 150 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）
【団体区分別】

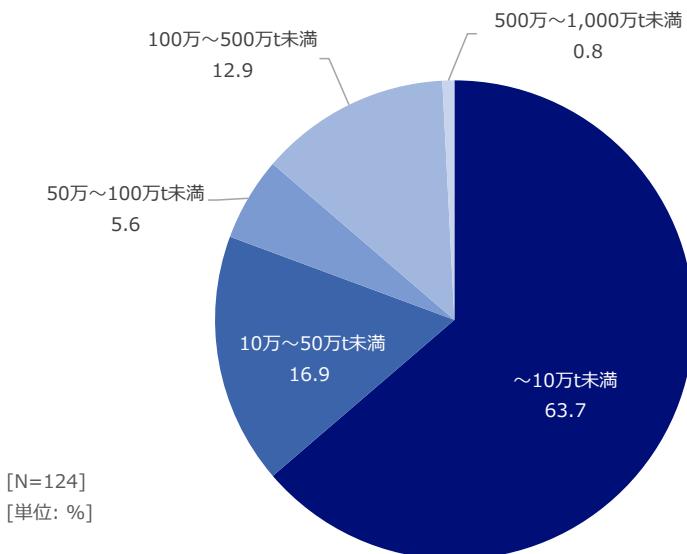


	回答数	~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
回答数	全体	206	203	43	65	7	6	530
	都道府県	1	0	0	31	6	5	43
	政令指定都市	1	0	2	17	0	0	20
	中核市	2	19	29	6	0	0	56
	施行時特例市	1	18	2	0	0	0	21
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	21	81	9	0	1	0	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	75	84	1	5	0	1	166
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	70	1	0	2	0	0	73
	人口1万人未満の市区町村	35	0	0	4	0	0	39
比率 (%)	全体(N=530)	38.9	38.3	8.1	12.3	1.3	1.1	
	都道府県(N=43)	2.3	0.0	0.0	72.1	14.0	11.6	
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	10.0	85.0	0.0	0.0	
	中核市(N=56)	3.6	33.9	51.8	10.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=21)	4.8	85.7	9.5	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	18.8	72.3	8.0	0.0	0.9	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=166)	45.2	50.6	0.6	3.0	0.0	0.6	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=73)	95.9	1.4	0.0	2.7	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=39)	89.7	0.0	0.0	10.3	0.0		

v) エネルギー転換部門

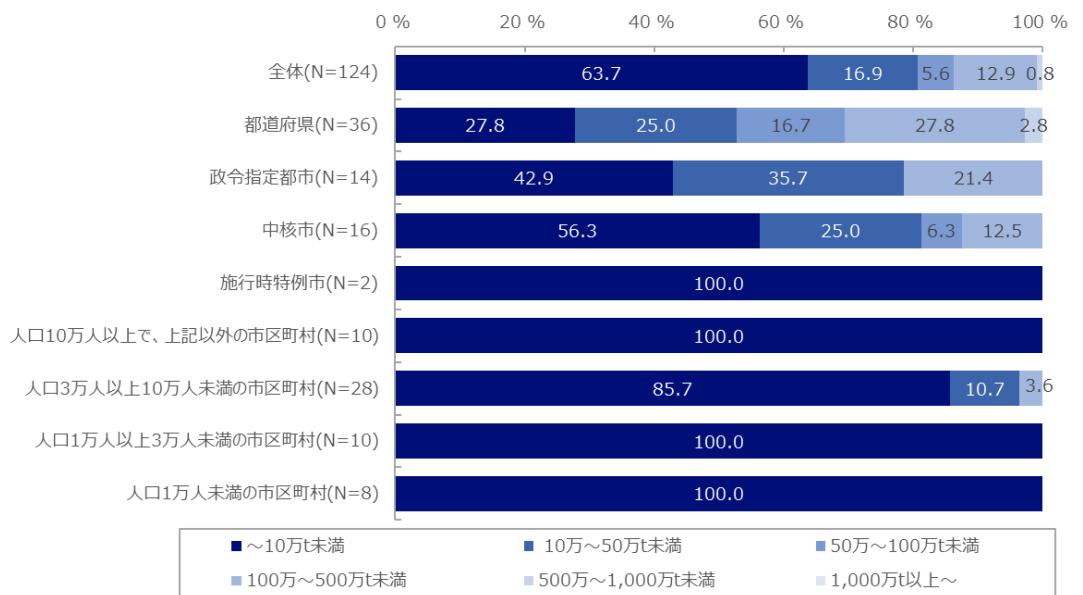
区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の基準年度排出量は、「～10万t未満」(63.7%)が最も多く、次いで「10万～50万t未満」(16.9%)、「100万～500万t未満」(12.9%)と続く。

図表 151 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	79	21	7	16	1	0	124
比率 (%)	63.7	16.9	5.6	12.9	0.8	0.0	

**図表 152 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）
【団体区分別】**



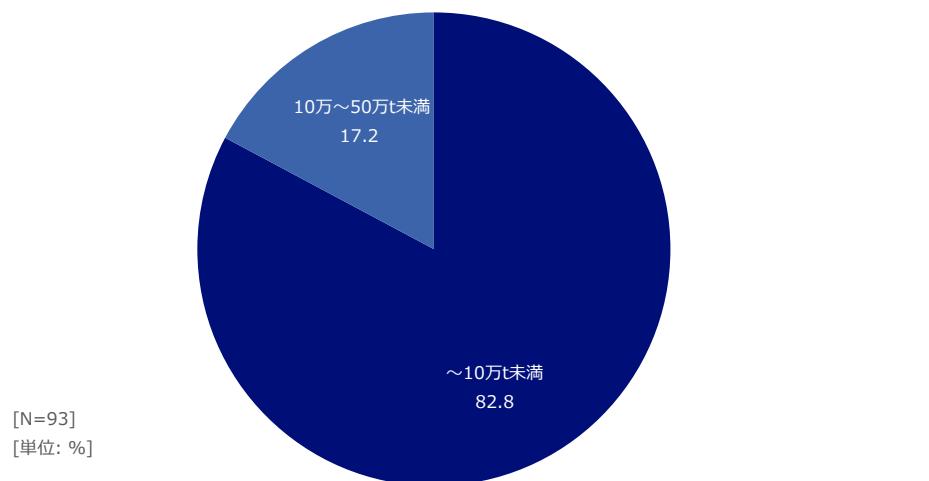
		～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
回答数	全体	79	21	7	16	1	0	124
	都道府県	10	9	6	10	1	0	36
	政令指定都市	6	5	0	3	0	0	14
	中核市	9	4	1	2	0	0	16
	施行時特例市	2	0	0	0	0	0	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	10	0	0	0	0	0	10
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	24	3	0	1	0	0	28
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	10	0	0	0	0	0	10
	人口1万人未満の市区町村	8	0	0	0	0	0	8
比率 (%)	全体(N=124)	63.7	16.9	5.6	12.9	0.8	0.0	
	都道府県(N=36)	27.8	25.0	16.7	27.8	2.8	0.0	
	政令指定都市(N=14)	42.9	35.7	0.0	21.4	0.0	0.0	
	中核市(N=16)	56.3	25.0	6.3	12.5	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=10)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=28)	85.7	10.7	0.0	3.6	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=10)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=8)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

⑤区域施策編における基準年度の排出量（分野別）<Q2-2(3)>

i) 燃料の燃焼分野

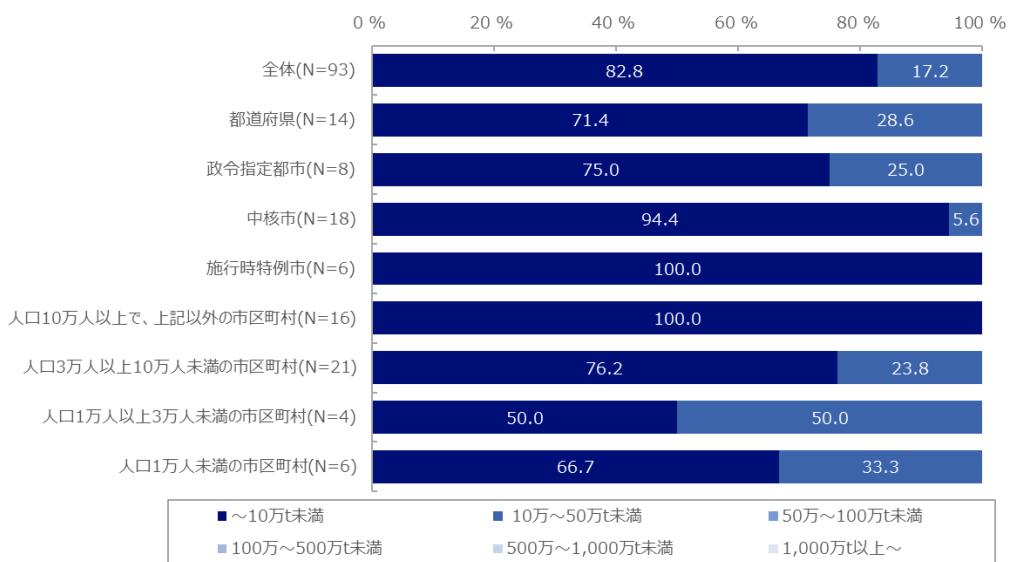
区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」が82.8%を占め、「10～50万t未満」は17.2%となっている。

図表 153 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	77	16	0	0	0	0	93
比率 (%)	82.8	17.2	0.0	0.0	0.0	0.0	

図表 154 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）
【団体区分別】

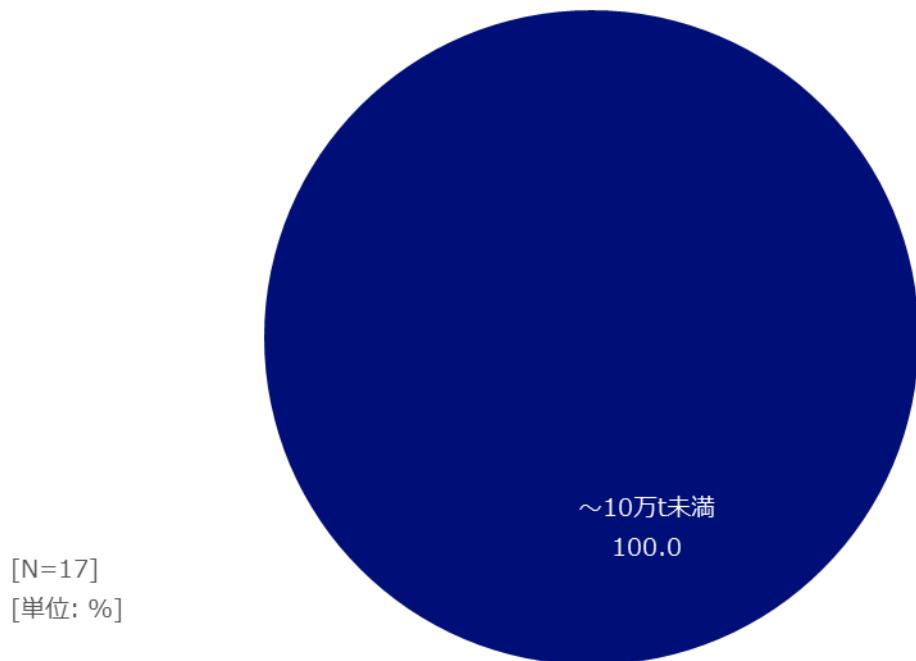


		~10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
回答数	全体	77	16	0	0	0	0	93
	都道府県	10	4	0	0	0	0	14
	政令指定都市	6	2	0	0	0	0	8
	中核市	17	1	0	0	0	0	18
	施行時特例市	6	0	0	0	0	0	6
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	16	0	0	0	0	0	16
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	5	0	0	0	0	21
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	2	2	0	0	0	0	4
	人口1万人未満の市区町村	4	2	0	0	0	0	6
比率 (%)	全体(N=93)	82.8	17.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	都道府県(N=14)	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=8)	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=18)	94.4	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=6)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=16)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=21)	76.2	23.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=4)	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=6)	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	

ii) 燃料からの漏出分野

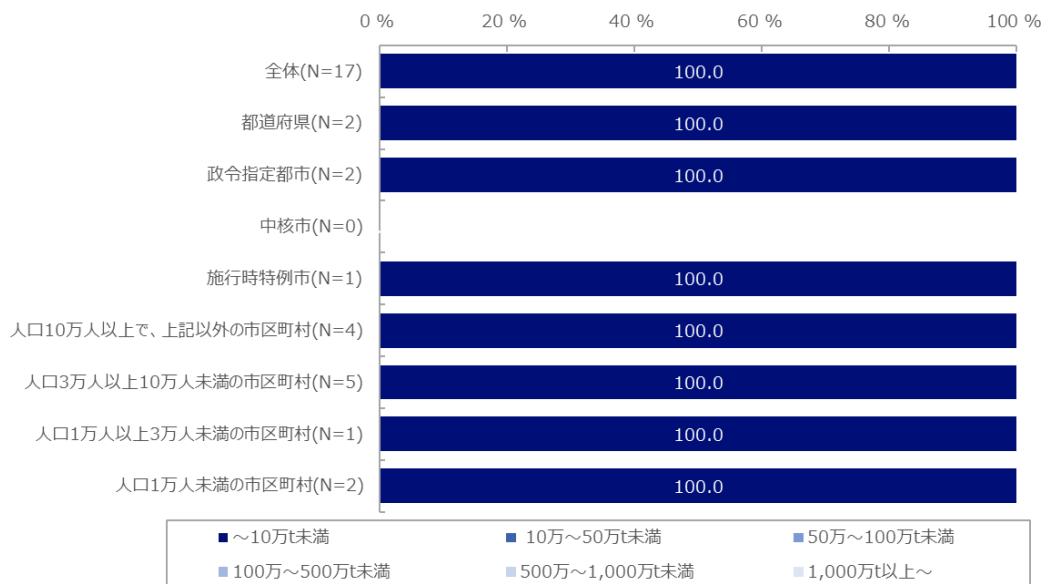
区域施策編を策定済みの団体において、燃料からの漏出分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」が100%を占める。

図表 155 区域施策編における基準年度の排出量（燃料からの漏出分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	17	0	0	0	0	0	17
比率 (%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

図表 156 区域施策編における基準年度の排出量（燃料からの漏出分野）
【団体区分別】

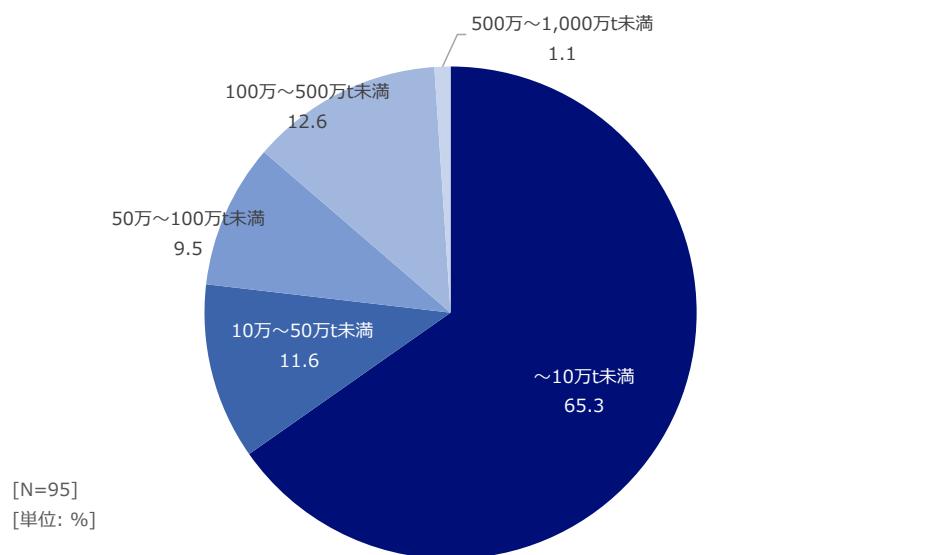


		～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
回答数	全体	17	0	0	0	0	0	17
	都道府県	2	0	0	0	0	0	2
	政令指定都市	2	0	0	0	0	0	2
	中核市	0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市	1	0	0	0	0	0	1
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	0	0	0	0	0	4
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	0	0	0	0	0	5
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	1	0	0	0	0	0	1
	人口1万人未満の市区町村	2	0	0	0	0	0	2
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率 (%)	全体(N=17)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	都道府県(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=0)	-	-	-	-	-	-	
	施行時特例市(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

iii) 工業プロセス分野

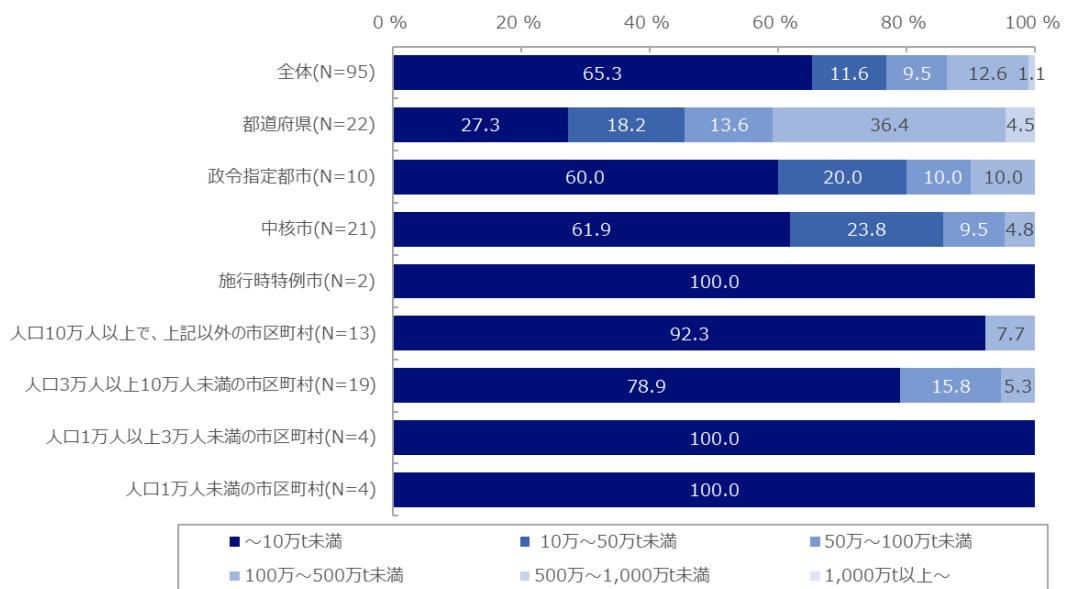
区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(65.3%)が最も多く、次いで「100万～500万t未満」(12.6%)、「10万～50万t未満」(11.6%)と続く。

図表 157 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	62	11	9	12	1	0	95
比率 (%)	65.3	11.6	9.5	12.6	1.1	0.0	

図表 158 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）
【団体区分別】

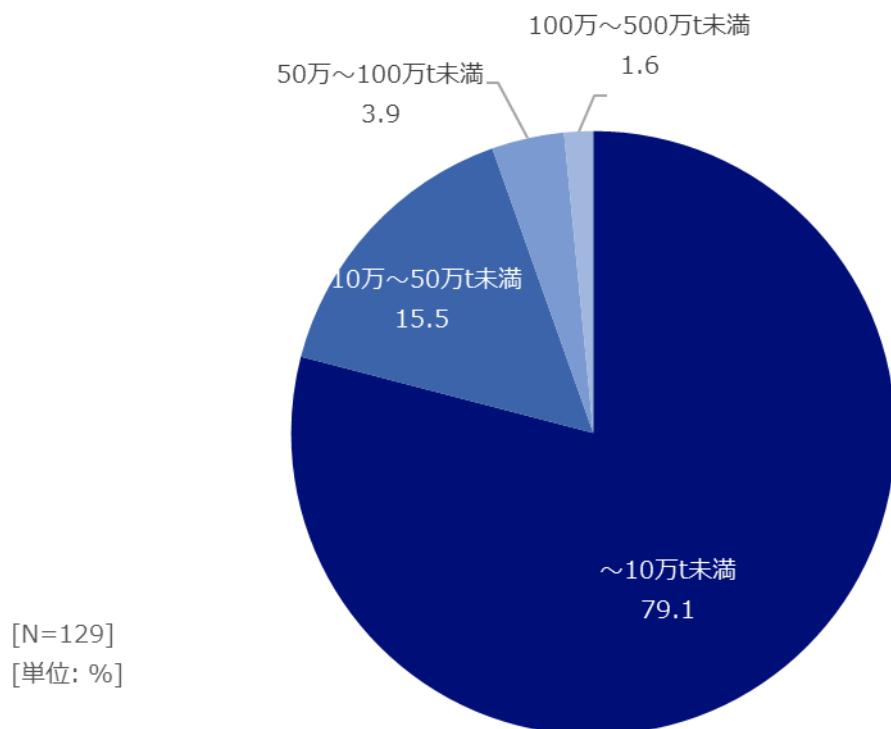


		<10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
回答数	全体	62	11	9	12	1	0	95
	都道府県	6	4	3	8	1	0	22
	政令指定都市	6	2	1	1	0	0	10
	中核市	13	5	2	1	0	0	21
	施行時特例市	2	0	0	0	0	0	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	0	0	1	0	0	13
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	15	0	3	1	0	0	19
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	4	0	0	0	0	0	4
	人口1万人未満の市区町村	4	0	0	0	0	0	4
比率 (%)	全体(N=95)	65.3	11.6	9.5	12.6	1.1	0.0	
	都道府県(N=22)	27.3	18.2	13.6	36.4	4.5	0.0	
	政令指定都市(N=10)	60.0	20.0	10.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=21)	61.9	23.8	9.5	4.8	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=13)	92.3	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=19)	78.9	0.0	15.8	5.3	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

iv) 農業分野

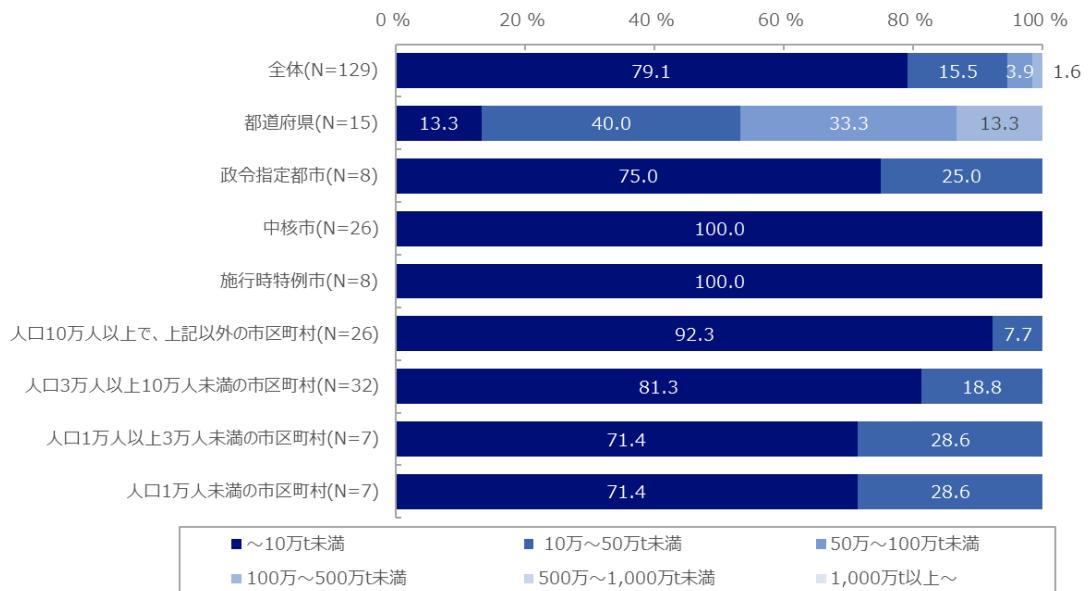
区域施策編を策定済みの団体において、農業分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(79.1%)が最も多く、次いで「10万～50万t未満」(15.5%)、「50万～100万t未満」(3.9%)と続く。

図表 159 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	102	20	5	2	0	0	129
比率 (%)	79.1	15.5	3.9	1.6	0.0	0.0	

**図表 160 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）
【団体区分別】**

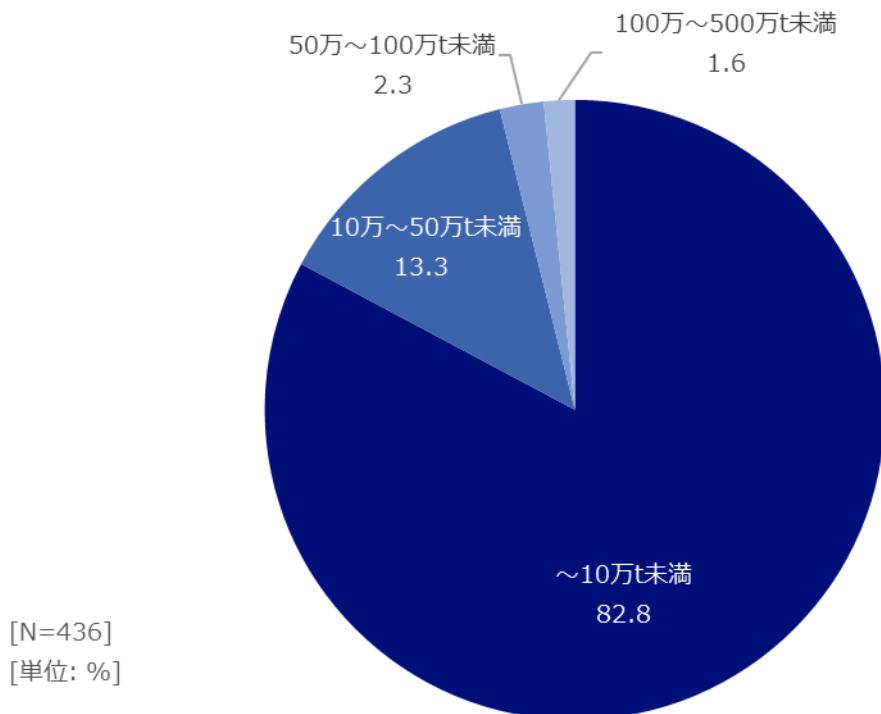


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	102	20	5	2	0	0	129
	都道府県	2	6	5	2	0	0	15
	政令指定都市	6	2	0	0	0	0	8
	中核市	26	0	0	0	0	0	26
	施行時特例市	8	0	0	0	0	0	8
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	24	2	0	0	0	0	26
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	26	6	0	0	0	0	32
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	5	2	0	0	0	0	7
	人口1万人未満の市区町村	5	2	0	0	0	0	7
比率 (%)	全体(N=129)	79.1	15.5	3.9	1.6	0.0	0.0	
	都道府県(N=15)	13.3	40.0	33.3	13.3	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=8)	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=26)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=8)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=26)	92.3	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=32)	81.3	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=7)	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=7)	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	

v) 廃棄物分野

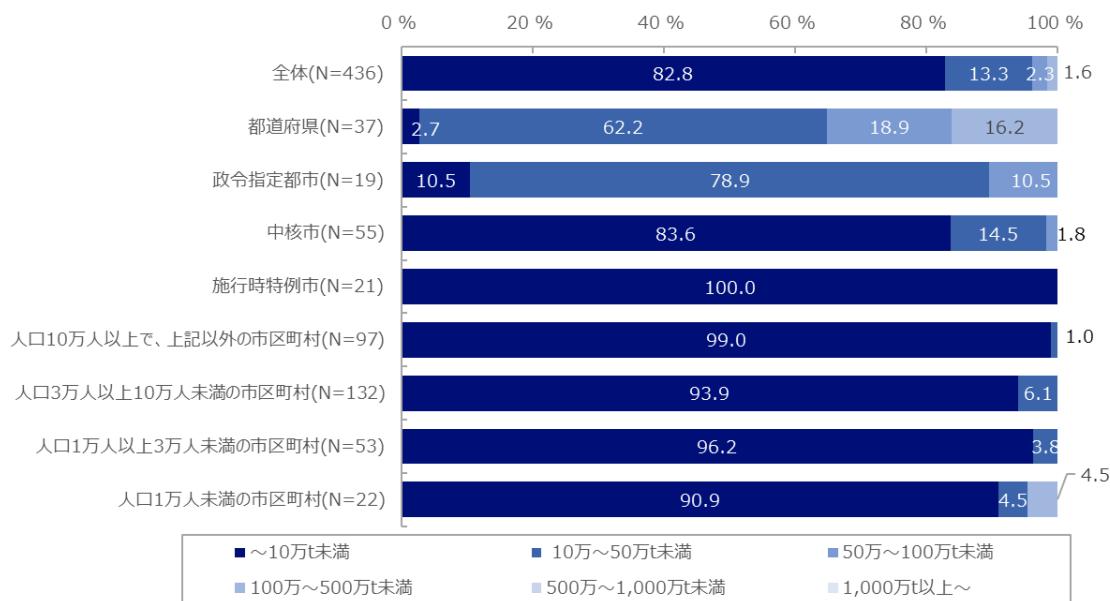
区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(82.8%)が最も多く、次いで「10万～50万t未満」(13.3%)、「50万～100万t未満」(2.3%)と続く。

図表 161 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	361	58	10	7	0	0	436
比率 (%)	82.8	13.3	2.3	1.6	0.0	0.0	

図表 162 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）
【団体区分別】

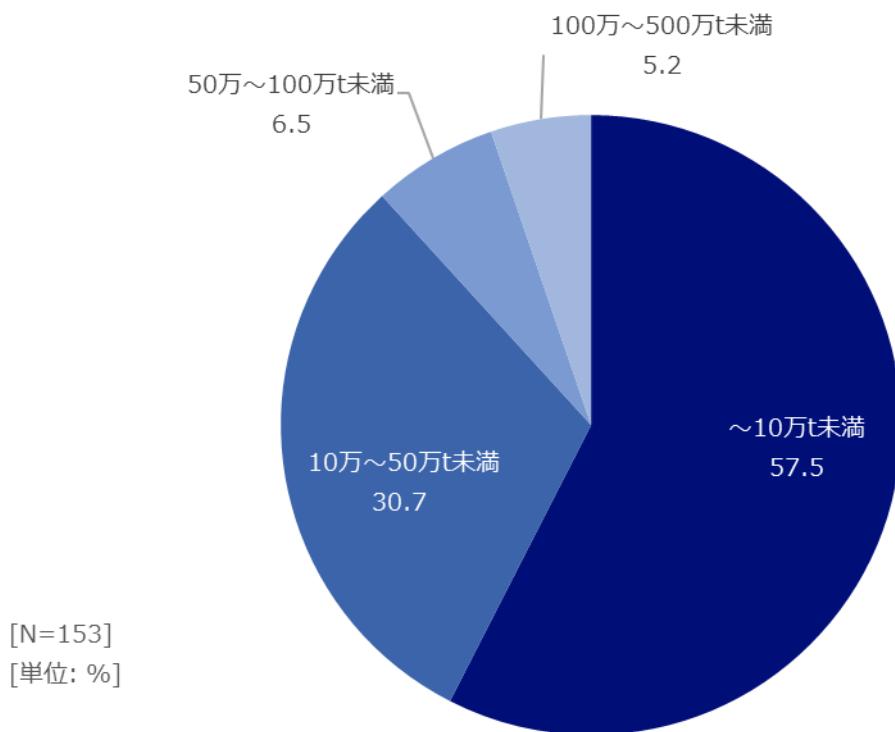


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
回答数	全体会	361	58	10	7	0	0	436
	都道府県	1	23	7	6	0	0	37
	政令指定都市	2	15	2	0	0	0	19
	中核市	46	8	1	0	0	0	55
	施行時特例市	21	0	0	0	0	0	21
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	96	1	0	0	0	0	97
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	124	8	0	0	0	0	132
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	51	2	0	0	0	0	53
	人口1万人未満の市区町村	20	1	0	1	0	0	22
比率 (%)	全体会(N=436)	82.8	13.3	2.3	1.6	0.0	0.0	0.0
	都道府県(N=37)	2.7	62.2	18.9	16.2	0.0	0.0	0.0
	政令指定都市(N=19)	10.5	78.9	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	中核市(N=55)	83.6	14.5	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	施行時特例市(N=21)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=97)	99.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=132)	93.9	6.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=53)	96.2	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口1万人未満の市区町村(N=22)	90.9	4.5	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0

vi) 代替フロン等4ガス分野

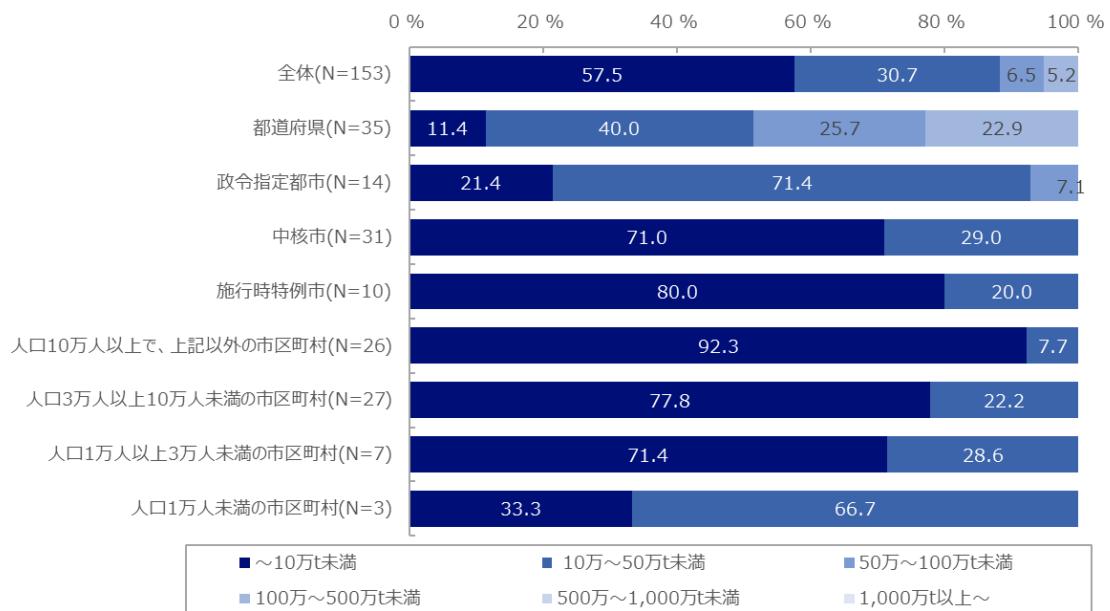
区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野の基準年度排出量は、「～10万t未満」(57.5%)が最も多く、次いで「10万～50万t未満」(30.7%)、「50万～100万t未満」(6.5%)と続く。

図表 163 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等4ガス分野）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	88	47	10	8	0	0	153
比率 (%)	57.5	30.7	6.5	5.2	0.0	0.0	

図表 164 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等4ガス分野）
【団体区分別】

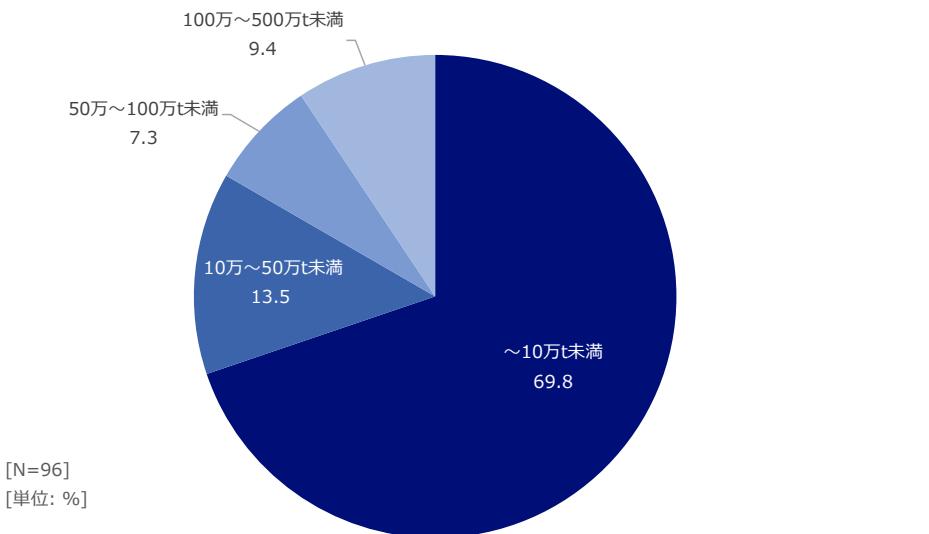


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全体	88	47	10	8	0	0	153
	都道府県	4	14	9	8	0	0	35
	政令指定都市	3	10	1	0	0	0	14
	中核市	22	9	0	0	0	0	31
	施行時特例市	8	2	0	0	0	0	10
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	24	2	0	0	0	0	26
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	21	6	0	0	0	0	27
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	5	2	0	0	0	0	7
	人口1万人未満の市区町村	1	2	0	0	0	0	3
比率 (%)	全体(N=153)	57.5	30.7	6.5	5.2	0.0	0.0	
	都道府県(N=35)	11.4	40.0	25.7	22.9	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=14)	21.4	71.4	7.1	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=31)	71.0	29.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=10)	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=26)	92.3	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=27)	77.8	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=7)	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=3)	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	

vii) 森林等の吸収源

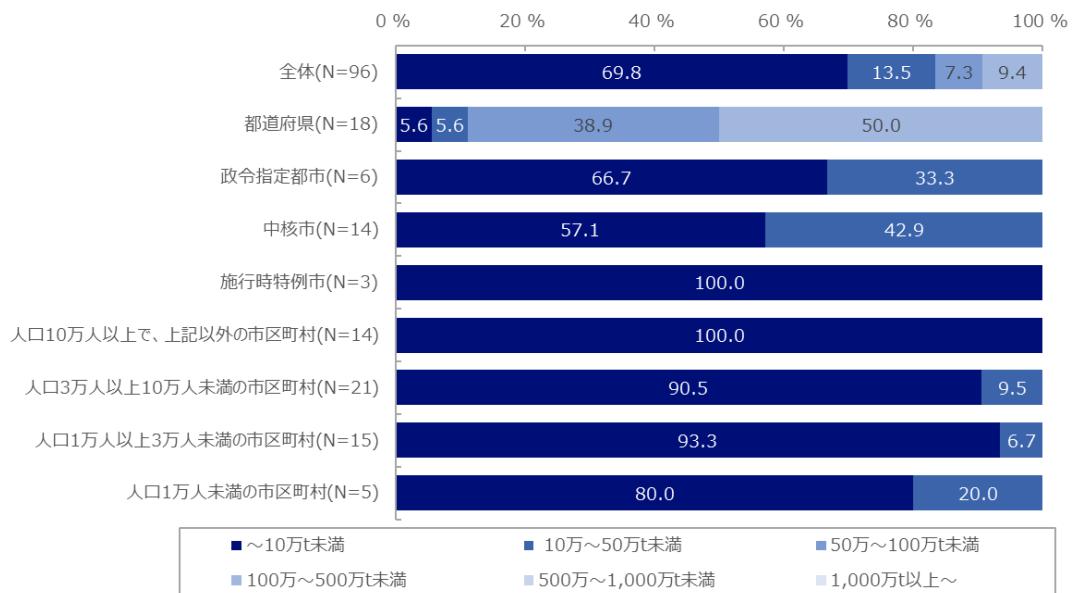
区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源分野の基準吸収量は、「～10万t未満」(69.8%)が最も高く、次いで「10万～50万t未満」(13.5%)、「100万～500万t未満」(9.4%)と続く。

図表 165 区域施策編における基準年度の吸収量（森林等の吸収源）



	～10万t未満	10万～50万t未満	50万～100万t未満	100万～500万t未満	500万～1,000万t未満	1,000万t以上～	合計
全体	67	13	7	9	0	0	96
比率 (%)	69.8	13.5	7.3	9.4	0.0	0.0	

図表 166 区域施策編における基準年度の吸収量（森林等の吸収源）
【団体区分別】

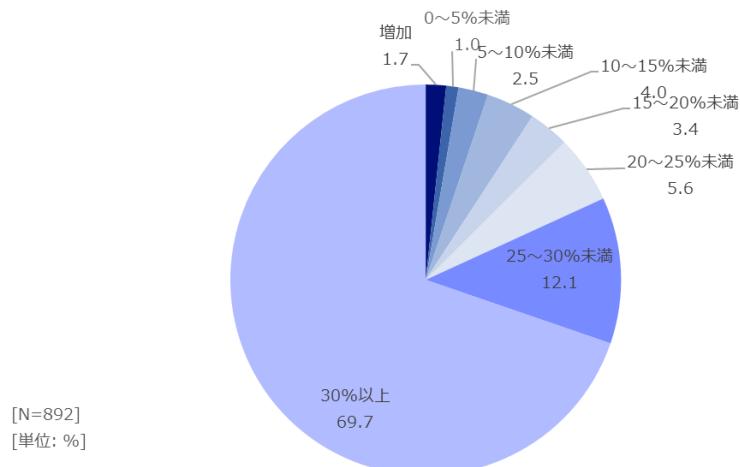


		~10万t未満	10万~50万t未満	50万~100万t未満	100万~500万t未満	500万~1,000万t未満	1,000万t以上~	合計
回答数	全団体	67	13	7	9	0	0	96
	都道府県	1	1	7	9	0	0	18
	政令指定都市	4	2	0	0	0	0	6
	中核市	8	6	0	0	0	0	14
	施行時特例市	3	0	0	0	0	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	0	0	0	0	0	14
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	19	2	0	0	0	0	21
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	14	1	0	0	0	0	15
	人口1万人未満の市区町村	4	1	0	0	0	0	5
比率 (%)	全団体(N=96)	69.8	13.5	7.3	9.4	0.0	0.0	0.0
	都道府県(N=18)	5.6	5.6	38.9	50.0	0.0	0.0	0.0
	政令指定都市(N=6)	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中核市(N=14)	57.1	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	施行時特例市(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=14)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=21)	90.5	9.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=15)	93.3	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口1万人未満の市区町村(N=5)	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

⑥区域施策編における点検年度、目標年度の排出量 <Q2-2(3)>

区域施策編を策定済みの団体において、目標年度排出量の基準年度からの削減率は、「30%以上」(69.7%)が最も高く、次いで「25～30%未満」(12.1%)、「20～25%未満」(5.6%)と続く。

図表 167 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率

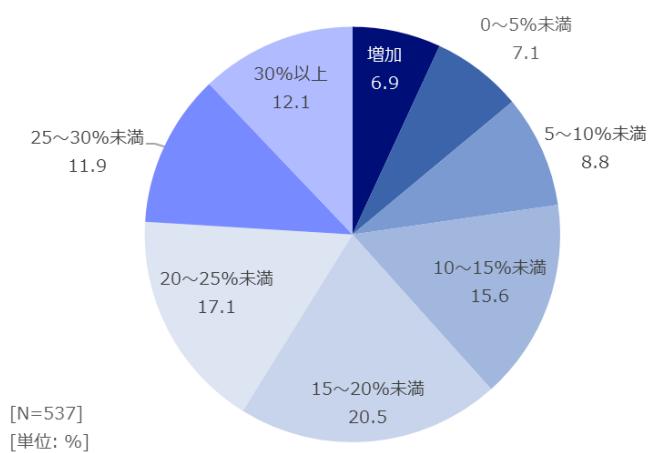


	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	15	9	22	36	30	50	108	622	892
比率	1.7	1.0	2.5	4.0	3.4	5.6	12.1	69.7	

注) 1つの団体で複数の目標を設定している場合はそれをすべてあわせてカウントしている。このため本設問の N 数は回答団体数とは一致しない。

区域施策編を策定済みの団体において、直近点検年度排出量の基準年度からの削減率は、「15～20%未満」(20.5%)が最も高く、次いで「20～25%未満」(17.1%)、「10～15%未満」(15.6%)と続く。

図表 168 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	37	38	47	84	110	92	64	65	537
比率	6.9	7.1	8.8	15.6	20.5	17.1	11.9	12.1	

⑦区域施策編とその他の行政計画との統合の状況 <Q2-2(4)>

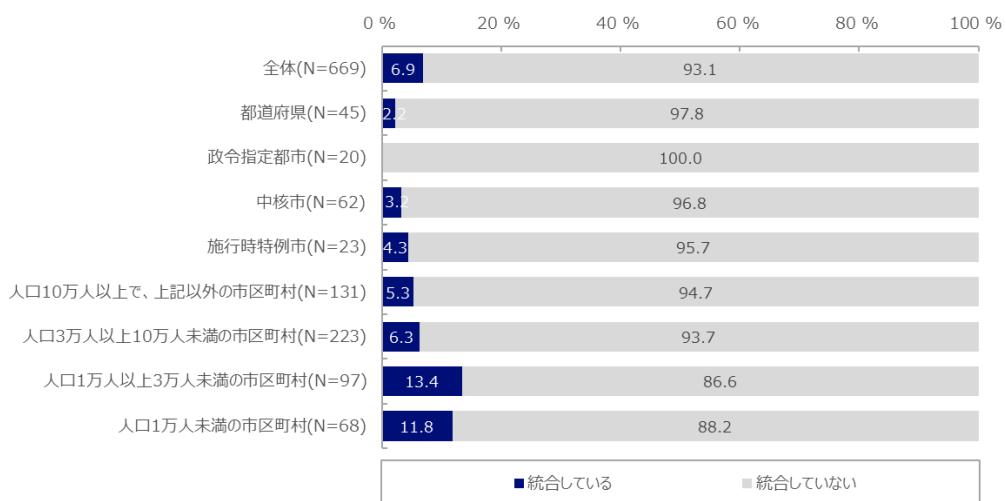
i) 総合計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と総合計画との統合を図っている団体は全体の6.9%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど増加する傾向がある。

図表 169 区域施策編とその他の行政計画との統合の状況

①総合計画

【団体区分別】



回答数	区分			合計
		統合している	統合していない	
全体	全体	46	623	669
都道府県	都道府県	1	44	45
政令指定都市	政令指定都市	0	20	20
中核市	中核市	2	60	62
施行時特例市	施行時特例市	1	22	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	124	131
人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	209	223
人口1万人以上3万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市区町村	13	84	97
人口1万人未満の市区町村	人口1万人未満の市区町村	8	60	68
比率 (%)	全体(N=669)	6.9	93.1	
	都道府県(N=45)	2.2	97.8	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=62)	3.2	96.8	
	施行時特例市(N=23)	4.3	95.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=131)	5.3	94.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=223)	6.3	93.7	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=97)	13.4	86.6	
	人口1万人未満の市区町村(N=68)	11.8	88.2	

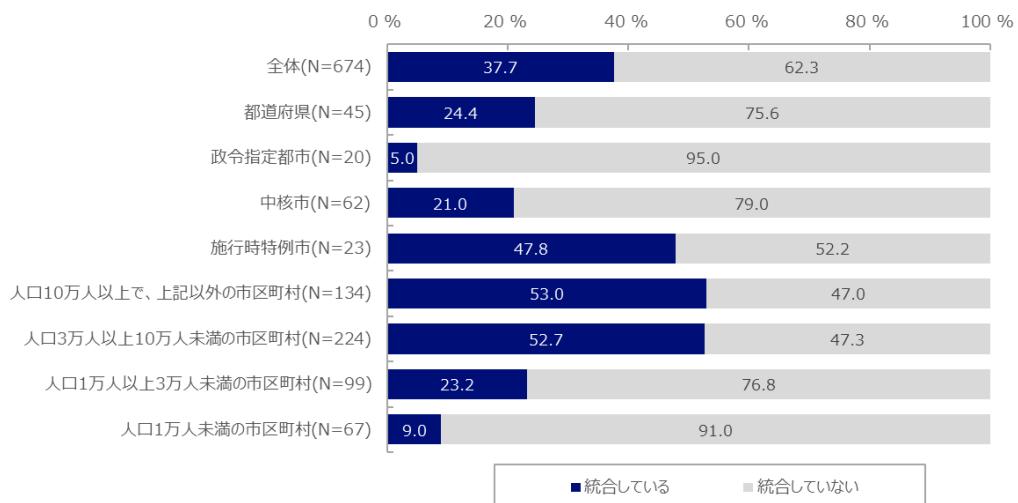
ii) 条例等に基づく環境基本計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と条例等に基づく環境基本計画との統合を図っている団体は全体の37.7%である。

図表 170 区域施策編とその他の行政計画との統合の状況

②条例等に基づく環境基本計画

【団体区分別】

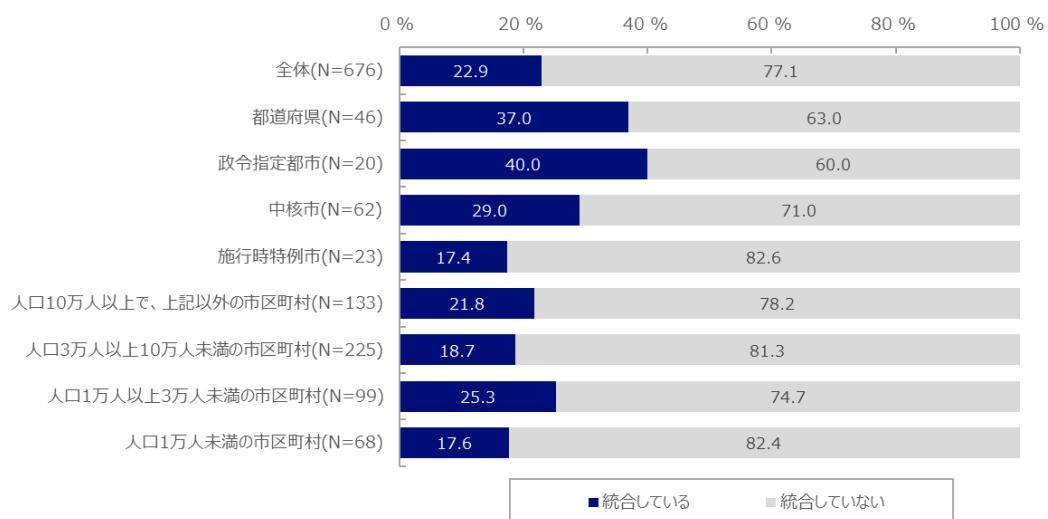


		統合している	統合していない	合計
回答数	全体	254	420	674
	都道府県	11	34	45
	政令指定都市	1	19	20
	中核市	13	49	62
	施行時特例市	11	12	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	71	63	134
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	118	106	224
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	23	76	99
	人口1万人未満の市区町村	6	61	67
比率 (%)	全体(N=674)	37.7	62.3	
	都道府県(N=45)	24.4	75.6	
	政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	
	中核市(N=62)	21.0	79.0	
	施行時特例市(N=23)	47.8	52.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=134)	53.0	47.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=224)	52.7	47.3	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=99)	23.2	76.8	
	人口1万人未満の市区町村(N=67)	9.0	91.0	

iii) 地方公共団体計画（事務事業編）

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と事務事業編との統合を図っている団体は全体の 22.9%である。政令指定都市が最も統合している割合が高く、施行時特例市以下の市区町村では 20%前後となっている。

**図表 171 区域施策編とその他の行政計画との統合の状況
③地方公共団体計画（事務事業編）
【団体区分別】**



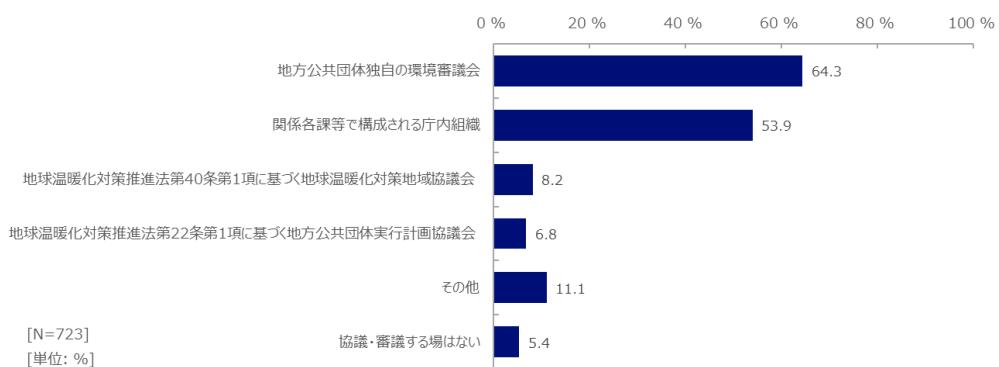
回答数	区分			合計
		統合している	統合していない	
全体	全体	155	521	676
都道府県	都道府県	17	29	46
政令指定都市	政令指定都市	8	12	20
中核市	中核市	18	44	62
施行時特例市	施行時特例市	4	19	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	29	104	133
人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	42	183	225
人口1万人以上3万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市区町村	25	74	99
人口1万人未満の市区町村	人口1万人未満の市区町村	12	56	68
比率 (%)	全体(N=676)	22.9	77.1	
	都道府県(N=46)	37.0	63.0	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=62)	29.0	71.0	
	施行時特例市(N=23)	17.4	82.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=133)	21.8	78.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=225)	18.7	81.3	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=99)	25.3	74.7	
	人口1万人未満の市区町村(N=68)	17.6	82.4	

(3) 実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み <Q2-3>

1) 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場 <Q2-3(1)>

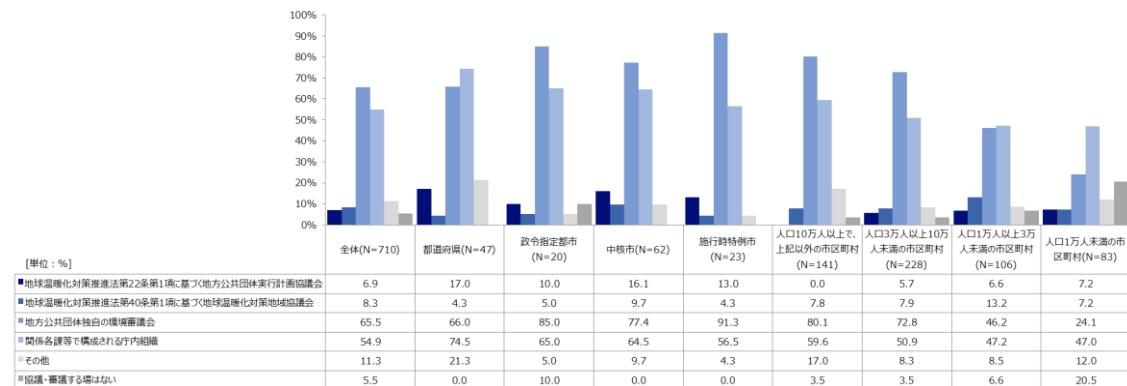
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「地方公共団体独自の環境審議会」(64.3%) が最も多く、次に「関係各課等で構成される庁内組織」(53.9 %) が多い。

図表 172 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場



地方公共団体の区分別に見ても、「地方公共団体独自の環境審議会」を選択した団体が多い。

**図表 173 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場
【団体区分別】**



		地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会	地球温暖化対策推進法第40条第1項に基づく地球温暖化対策地域協議会	地方公共団体独自の環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	その他	協議・審議する場はない	合計
回答数	全体	49	59	465	390	80	39	710
	都道府県	8	2	31	35	10	0	47
	政令指定都市	2	1	17	13	1	2	20
	中核市	10	6	48	40	6	0	62
	施行時特例市	3	1	21	13	1	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	11	113	84	24	5	141
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	18	166	116	19	8	228
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	7	14	49	50	9	7	106
	人口1万人未満の市区町村	6	6	20	39	10	17	83
比率 (%)	全体(N=710)	6.9	8.3	65.5	54.9	11.3	5.5	
	都道府県(N=47)	17.0	4.3	66.0	74.5	21.3	0.0	
	政令指定都市(N=20)	10.0	5.0	85.0	65.0	5.0	10.0	
	中核市(N=62)	16.1	9.7	77.4	64.5	9.7	0.0	
	施行時特例市(N=23)	13.0	4.3	91.3	56.5	4.3	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=141)	0.0	7.8	80.1	59.6	17.0	3.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=228)	5.7	7.9	72.8	50.9	8.3	3.5	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=106)	6.6	13.2	46.2	47.2	8.5	6.6	
	人口1万人未満の市区町村(N=83)	7.2	7.2	24.1	47.0	12.0	20.5	

(4) 区域に関する脱炭素化に資する措置の取組状況<Q2-4>

1) 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組<Q2-4(1)>

実行計画（区域施策編）の策定済み団体において、区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組のうち事業者向けのものとしては、「環境教育に係る取組を行っている」（37.6%）が最も多く、次いで「国民運動の推進を行っている」（28.1%）、「再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している」（16.2%）と続く。

**図表 174 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組の実施状況
<事業者向け>**

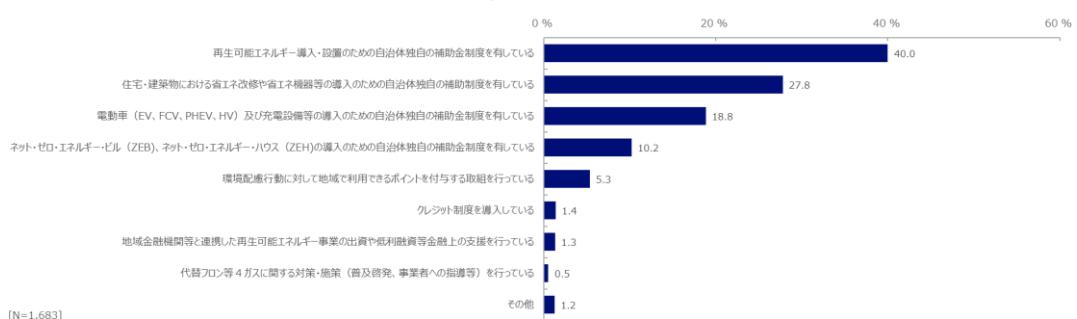


	再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB)、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業の出資や低利融資等金融上の支援を行っている	再生可能エネルギー事業の促進のため、需要家 (企業等) とPPA事業者のマッチング支援を実施している	地域エネルギー事業者と自治体の間での災害時にEV/PHEV/FCVを搬入し給電を支援する協定の締結	再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している	再生可能エネルギーの事業化促進のための人材育成を行っている	再生可能エネルギーの事業化促進のための人材育成を行っている	再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している	再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している	再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している	電動車 (EV, FCV, PHEV, HV) 及び充電設備等の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	電動車 (EV, FCV, PHEV, HV) の公共充電インフラ整備を進めている	代替フロン等4ガスに関する対策・施策 (普及啓發、事業者への指導等) を行っている	環境配慮行動を利用してできるポイントを付与する取組を行っている	地元事業者、建築物の省エネ性能向上のための取組 (自治体の独自基準の設定や省エネ改修アドバイザーの登録制度など)	
全体会数	273	44	68	33	94	33	43	56	32	177	175	21	51				
比率	16.2	2.6	4.0	2.0	5.6	2.0	2.6	3.3	1.9	10.5	10.4	1.2	3.0				

	事業者と自治体の間での災害時にEV/PHEV/FCVを搬入し給電を支援する協定の締結	環境教育に係る取組を行っている (小中学校への出前講座や市民向けの講座等)	国民運動の推進を行っている	脱炭素に関する普及啓発のための人材の任命や登録制度を行っている	地元事業者、地域金融機関等を対象とするマッチングイベントを実施している	地元事業者、地域金融機関等に係る先行事例の経験や他の地域の事例に係る知見等の提供を行っている	カーシェアリングの推進に関する取組を行っている (公用車のカーシェアリング等)	地域交通 (バス、タクシー等) の電動化を行っている	電動車 (EV, FCV, PHEV, HV) の公共充電インフラ整備を進めている	代替フロン等4ガスに関する対策・施策 (普及啓發、事業者への指導等) を行っている	温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度を整備・運用している	クレジット制度を導入している	その他	合計
全体会数	232	633	473	64	21	84	72	79	151	47	61	55	17	1683
比率	13.8	37.6	28.1	3.8	1.2	5.0	4.3	4.7	9.0	2.8	3.6	3.3	1.0	

区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組のうち個人向けのものとしては、「再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している」(40.0%)が最も高く、次いで「住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入のための自治体独自の補助制度を有している」(27.8%)、「電動車(EV、FCV、PHEV、HV)及び充電設備等の導入のための自治体独自の補助金制度を有している」(18.8%)と続く。

**図表 175 区域への再エネ・省エネ等の導入促進に係る取組の実施状況
<個人向け>**

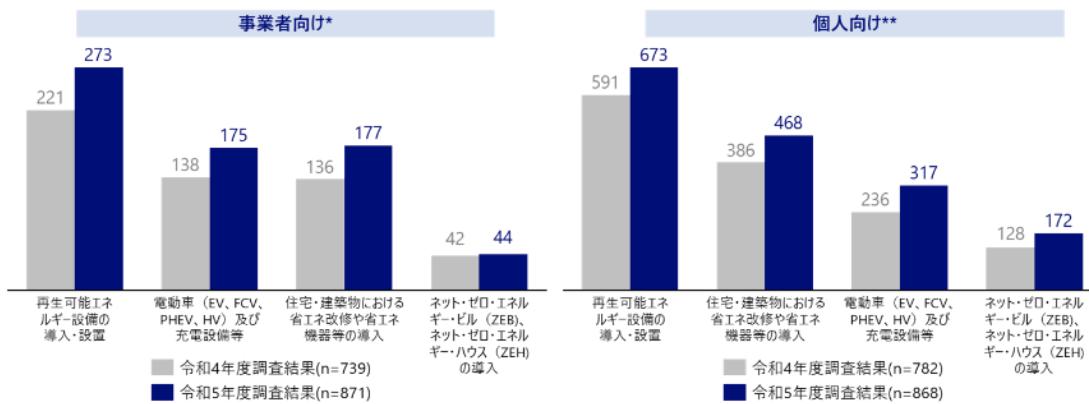


	再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業の出資や低利融資等金融上の支援を行っている	住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	電動車（EV、FCV、PHEV、HV）及び充電設備等の導入のための自治体独自の補助金制度を有している	環境配慮行動に対して地域で利用できるポイントを付与する取組を行っている	代替フロン等4ガスに関する対策・施策（普及啓発、事業者への指導等）を行っている	クレジット制度を導入している	その他	合計
全体	673	172	22	468	317	90	9	23	21	1683
比率	40.0	10.2	1.3	27.8	18.8	5.3	0.5	1.4	1.2	

再エネ導入・設置のための自治体独自の補助金制度の導入状況についてみると、事業者向けでは 273 団体（令和 4 年度調査では 221 団体）、個人向けでは 673 団体（同 591 団体）と導入団体が大きく増加している。

同様に、住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入や電動車及び充電設備、ZEB/ZEH 導入に係る自治体独自の補助金制度を導入する団体も増加傾向にある。

図表 176 再エネ導入・設置のための自治体独自の補助金制度に係る取組実施状況



*n数は、Q2-4(1)①において、事業者向けの取組いざれかに「有」と回答した団体

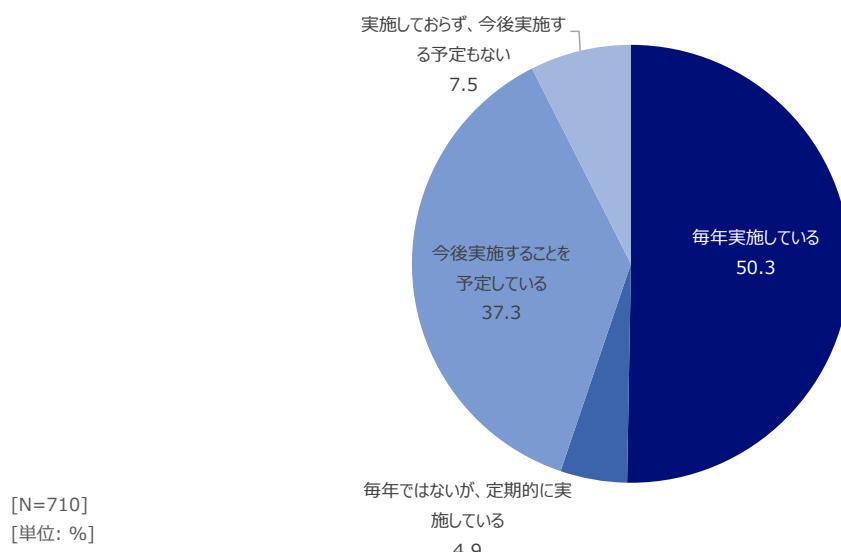
**n数は、Q2-4(1)①において、個人向けの取組いざれかに「有」と回答した団体

(5) 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況 <Q2-5>

1) 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握<Q2-5(1)>

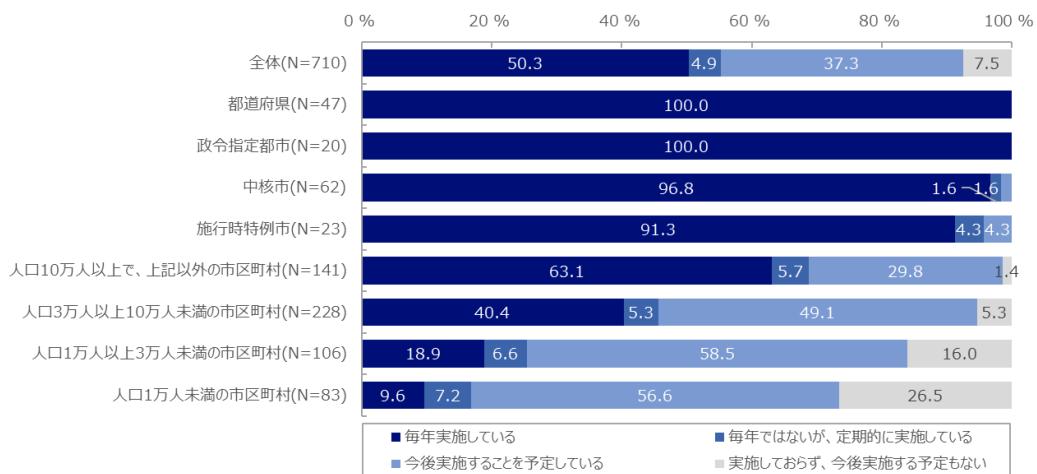
区域施策編を策定済みの団体における、温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握の実施状況は、「毎年実施している」団体が 50.3%、「毎年ではないが、定期的に実施している」団体が 4.9 %と合わせて約 55%の団体が温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握を実施している。

図表 177 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や
対策・施策の効果の把握



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では90%以上が「毎年実施している」と回答している。一方、それ以外の市区町村では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している」と回答した団体の割合は低下する。

**図表 178 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握
【団体区分別】**

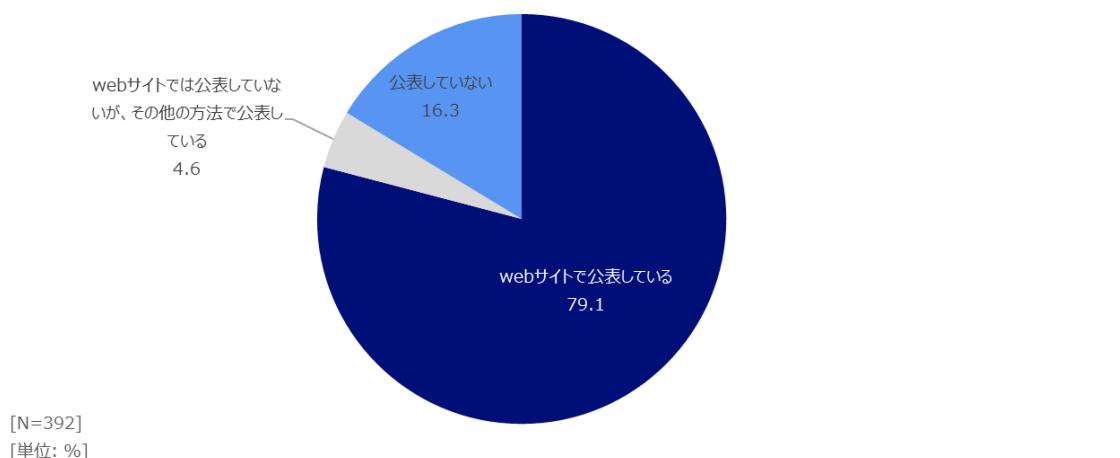


回答数	毎年実施している	毎年ではないが、定期的に実施している	今後実施することを予定している	実施しておらず、今後実施する予定もない	合計
全体	357	35	265	53	710
都道府県	47	0	0	0	47
政令指定都市	20	0	0	0	20
中核市	60	1	1	0	62
施行時特例市	21	1	1	0	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	89	8	42	2	141
人口3万人以上10万人未満の市区町村	92	12	112	12	228
人口1万人以上3万人未満の市町村	20	7	62	17	106
人口1万人未満の市町村	8	6	47	22	83
比率 (%)					
全体(N=710)	50.3	4.9	37.3	7.5	
都道府県(N=47)	100.0	0.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=62)	96.8	1.6	1.6	0.0	
施行時特例市(N=23)	91.3	4.3	4.3	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=141)	63.1	5.7	29.8	1.4	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=228)	40.4	5.3	49.1	5.3	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=106)	18.9	6.6	58.5	16.0	
人口1万人未満の市町村(N=83)	9.6	7.2	56.6	26.5	

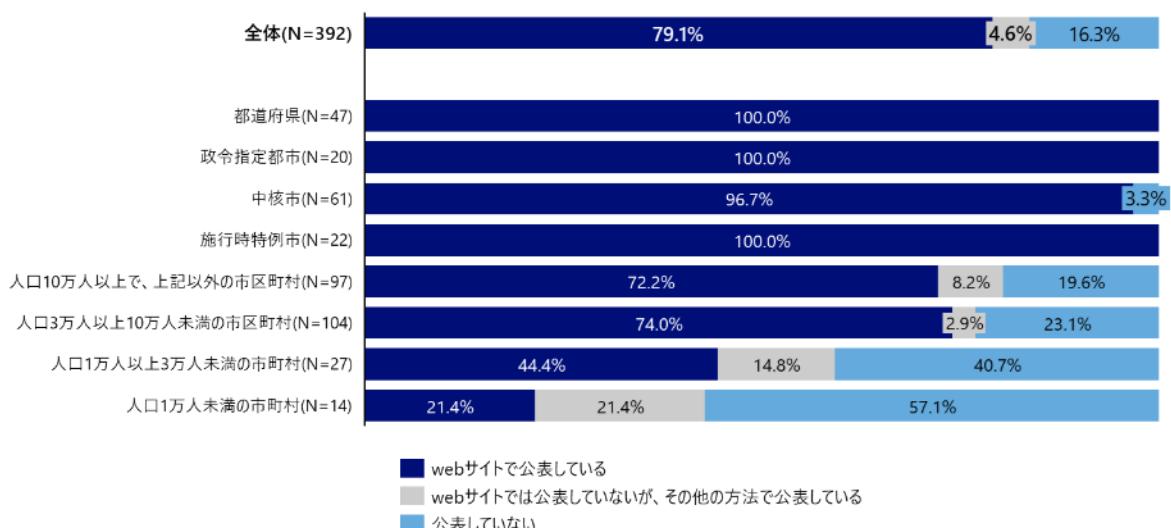
2) 区域施策編の進捗評価結果の公表 <Q2-5(2)>

区域施策編を策定済みの団体における公表状況は、「公表している」団体が83.7%にのぼっている。

図表 179 区域施策編の進捗評価結果の公表



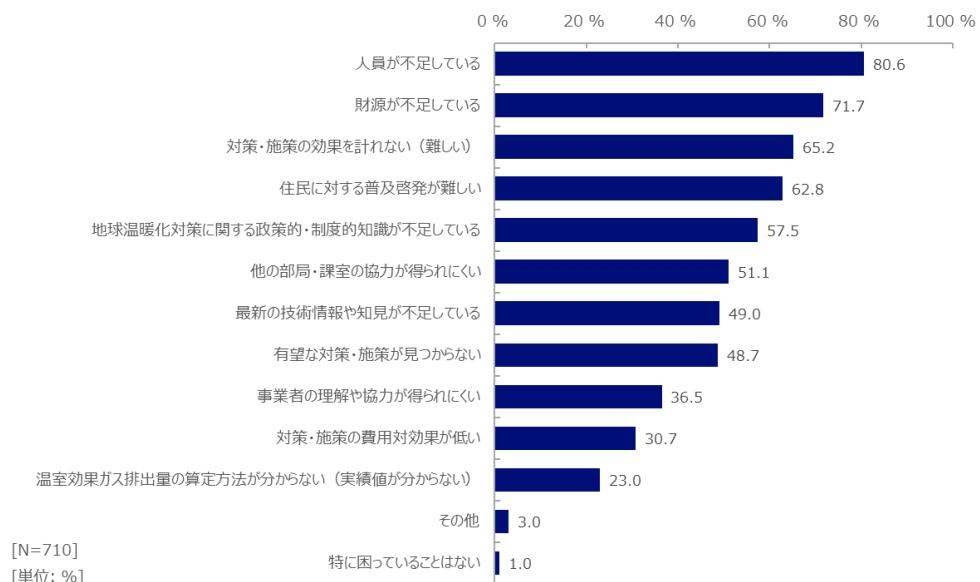
図表 180 区域施策編の進捗評価結果の公表
【団体区分別】



3) 区域施策編の推進過程で困っていること <Q2-5(3)>

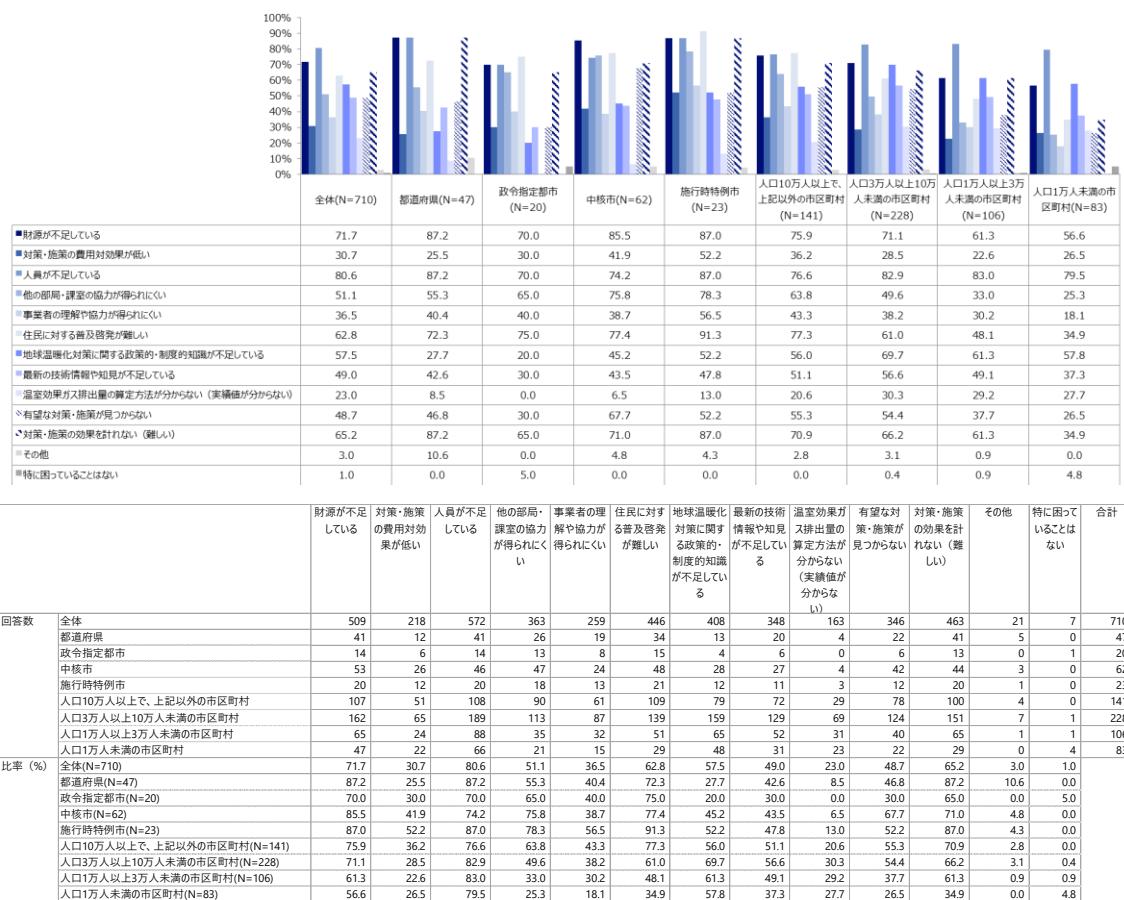
区域施策編を策定済みの団体において、その推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している」(80.6%)が最も高く、次いで「財源が不足している」(71.7%)、「対策・施策の効果を計れない（難しい）」(65.2%)と続く。

図表 181 区域施策編の推進過程で困っていること



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市区町村では「財源が不足している」、小規模な市区町村では「人員が不足している」と回答した団体が多い。

**図表 182 区域施策編の推進過程で困っていること
【団体区分別】**



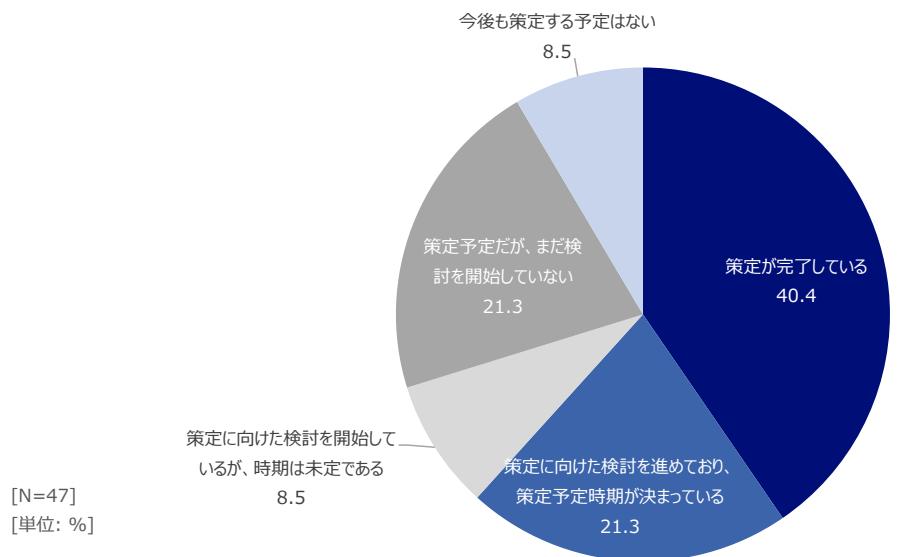
(6) 地域脱炭素化促進事業の検討状況<Q2-6>

1) 都道府県基準<Q2-6(2)>

①都道府県基準の策定状況<Q2-6(2)①>

都道府県基準の策定が完了しているのは19団体。策定に向けた検討を進めている都道府県は14団体。

図表 183 促進区域の設定に関する都道府県基準の策定状況



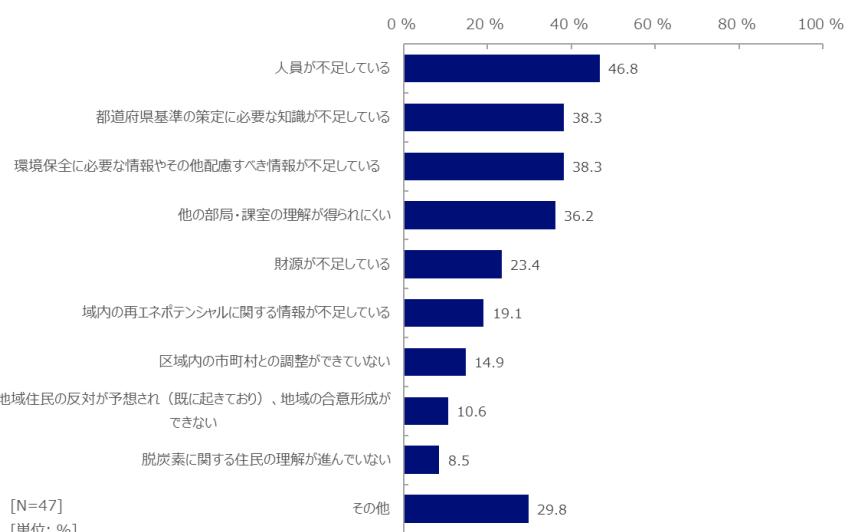
	策定が完了している	策定に向けた検討を進めており、策定予定期間が決まっている	策定に向けた検討を開始しているが、時期は未定である	策定予定期間だが、まだ検討を開始していない	今後も策定する予定はない	合計
全体	19	10	4	10	4	47
比率	40.4	21.3	8.5	21.3	8.5	

②都道府県基準の策定に係る障壁・課題<Q2-6(2)②>

「人員が不足している」(22 団体)が最も高く、次いで「都道府県基準の策定に必要な知識が不足している」(18 団体)、「環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している」(18 団体)と続く。

その他の回答として、「県基準を設定するに当たり、先行して制定している他の条例との整合を図る必要がある」、「来年度末の実行計画の改定に合わせ、基準策定を検討している」、「県内市町に促進区域設定の意向がなく、今後設定するかについても含めて市町とよく調整を図っていく必要がある」といった回答が確認される。

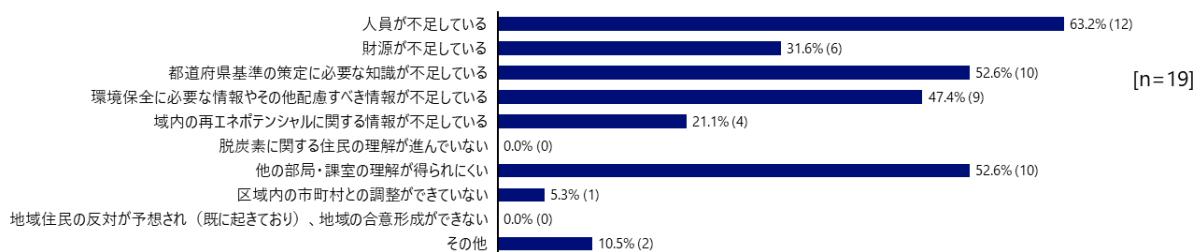
図表 184 都道府県基準の策定に係る障壁・課題



	人員が不足している	財源が不足している	都道府県基準の策定に必要な知識が不足している	環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している	域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している	脱炭素に関する住民の理解が進んでいない	他の部局・課室の理解が得られにくい	区域内の市町村との調整ができていない	地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない	その他	合計
全体	22	11	18	18	9	4	17	7	5	14	47
比率	46.8	23.4	38.3	38.3	19.1	8.5	36.2	14.9	10.6	29.8	

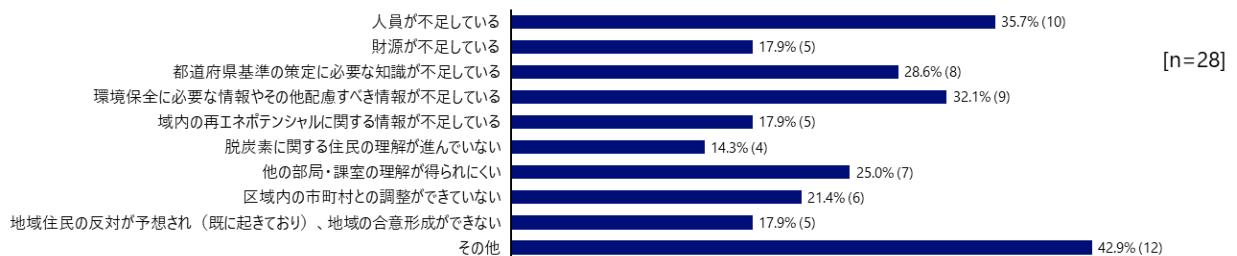
都道府県基準を策定済みの団体においては、「人員が不足している」(12 団体)が最も多く、「都道府県基準の策定に必要な知識が不足している」(10 団体)、「他の部局・課室の理解が得られにくい」(10 団体)と続く。

図表 185 都道府県基準の策定に係る障壁・課題（都道府県基準策定済団体）



都道府県基準を未策定の団体においては、「その他」(12 団体)を除くと、「人員が不足している」(10 団体)が最も多く、「環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している」(9 団体)、「都道府県基準の策定に必要な知識が不足している」(8 団体)が続く。

図表 186 都道府県基準の策定に係る障壁・課題（都道府県基準未策定団体）

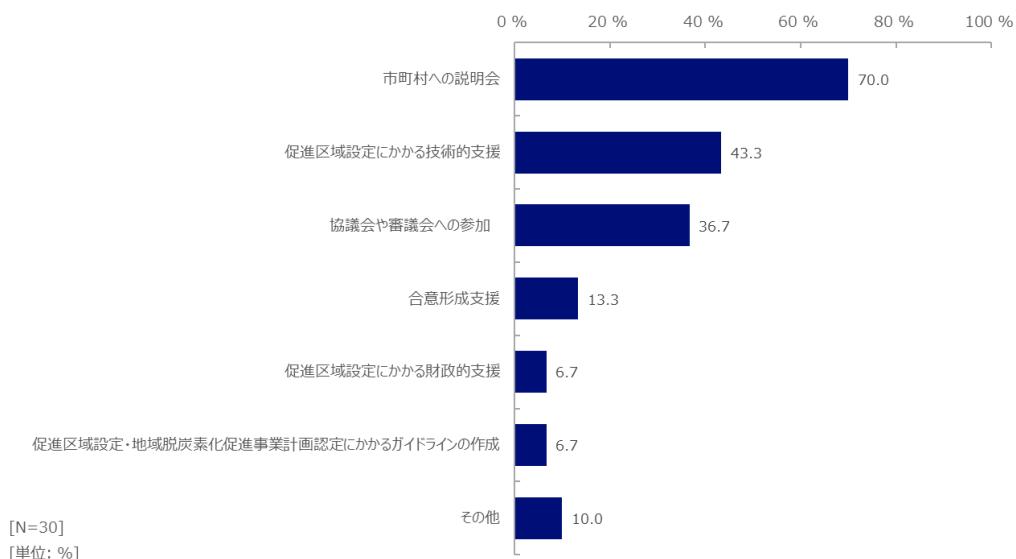


③都道府県基準策定後に実施している、または実施を検討している取組

<Q2-6(2)③>

「市区町村への説明会」(21 団体)が最も高く、次いで「促進区域設定にかかる技術的支援」(13 団体)、「協議会や審議会への参加」(11 団体)と続く。

図表 187 都道府県基準策定後に実施している、または実施を検討している取組



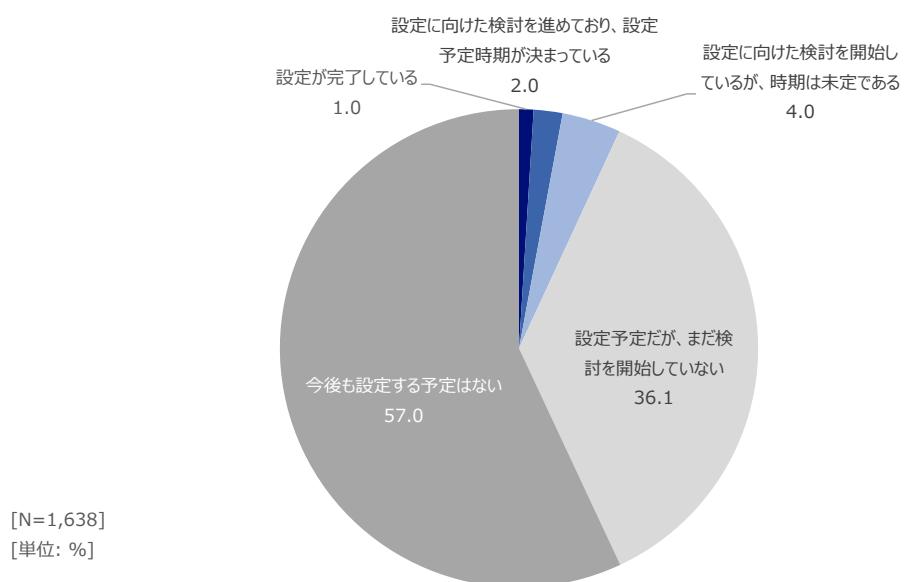
	市町村への説明会	促進区域設定にかかる財政的支援	協議会や審議会への参加	促進区域設定にかかる技術的支援	促進区域設定・地域脱炭素化促進事業計画認定にかかるガイドラインの作成	合意形成支援	その他	合計
全体	21	2	11	13	2	4	3	30
比率	70.0	6.7	36.7	43.3	6.7	13.3	10.0	

2) 市区町村における地域脱炭素化促進事業の検討状況<Q2-6(1)①②>

①地域脱炭素化促進事業の検討状況<Q2-6(1)①>

実行計画（区域施策編）に地域脱炭素化促進事業に関する事項を設定、又は設定に向けた検討を進めている団体は 113 団体（6.9%）である。一方、設定の予定がない団体は 57.0%を占める。

図表 188 市区町村における地域脱炭素化促進事業の検討状況



	設定が完了している	設定に向けた検討を進めており、設定予定時期が決まっている	設定に向けた検討を開始しているが、時期は未定である	設定予定だが、まだ検討を開始していない	今後も設定する予定はない	合計
全体	16	32	65	592	933	1,638
比率	1.0	2.0	4.0	36.1	57.0	

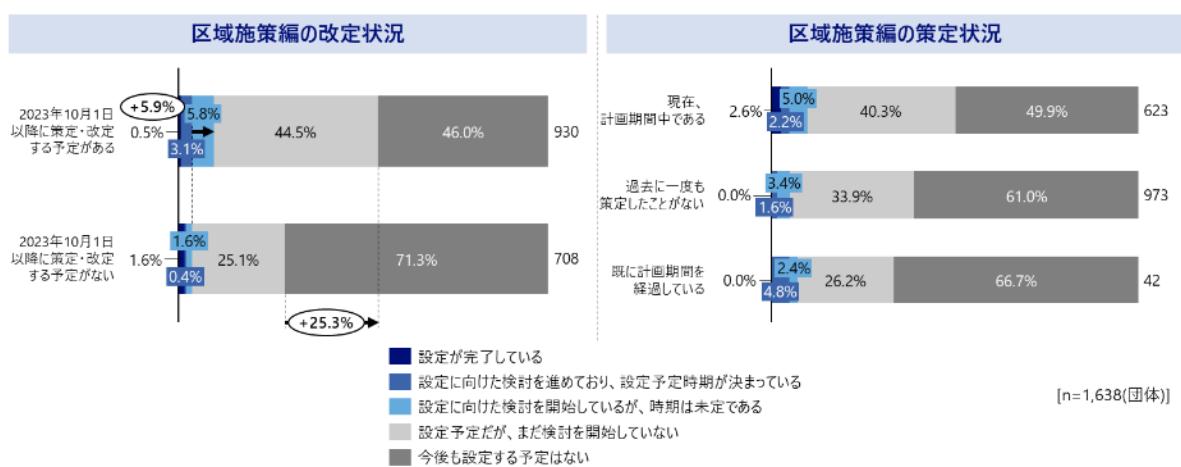
②区域施策編における地域脱炭素化促進事業に関する事項の検討状況

<Q2-6(1)①×Q2-1(1)①>

区域施策編の改定状況別にみると、令和5年10月1日以降に策定または改定の予定がある団体は、その他の団体と比較して、「設定完了」「設定検討中」の割合が5.9%高い。「設定予定」も含めると25.3%高い。区域施策編の改定に合わせて促進事業に関する事項を設定する団体が多いことが原因と推察される。

策定状況別にみると、計画期間中の団体は、そのほかの団体と比較して、促進事業を「設定完了」「設定検討中」の割合が高い。

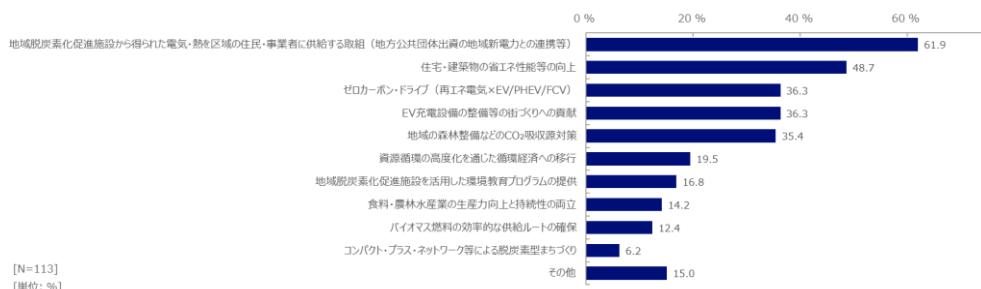
**図表 189 区域施策編における地域脱炭素化促進事業に関する事項の検討状況
【区域施策編策定・改定状況別】**



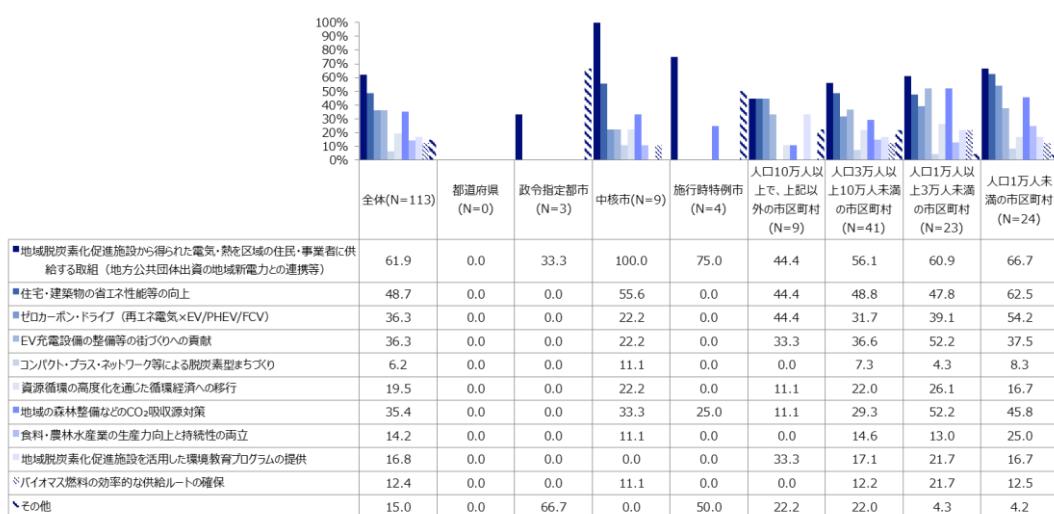
③市区町村における地域脱炭素化促進事業の検討内容<Q2-6(1)③>

取組の分類別にみると、「地域の脱炭素化のための取組」としては、「地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組（地方公共団体出資の地域新電力との連携等）」(61.9%)が最も多く、「住宅・建築物の省エネ性能等の向上」(48.7%)、「ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）」(36.3%)が続く。

**図表 190 市区町村における地域脱炭素化促進事業の検討内容
<地域の脱炭素化のための取組>**

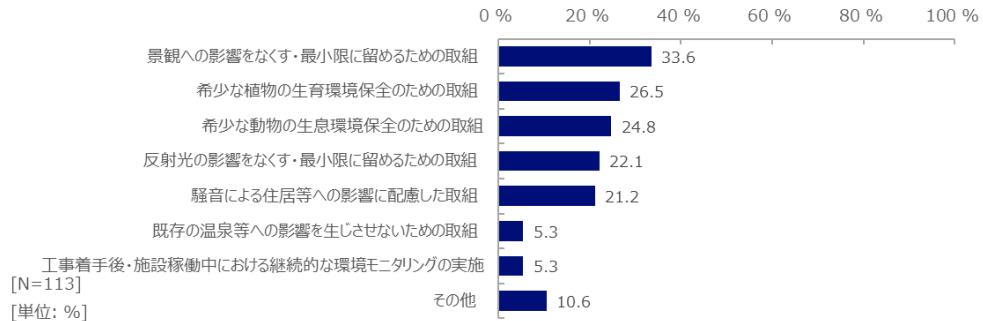


**図表 191 市区町村における地域脱炭素化促進事業の検討内容
【団体区分別】
<地域の脱炭素化のための取組>**

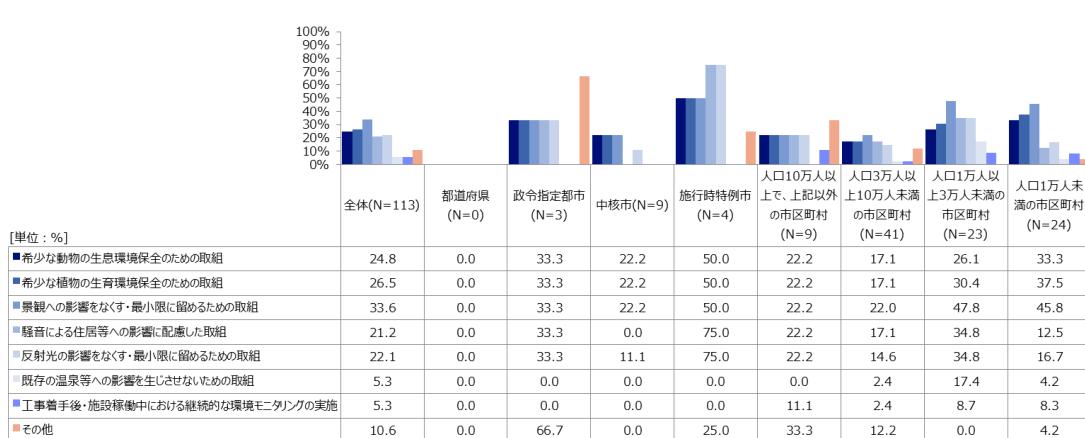


「地域の環境の保全のための取組」としては、「景観への影響をなくす・最小限にとどめるための取組」(33.6%)が最も多く、「希少な植物の生育環境保全のための取組」(26.5%)、「希少な動物の生息環境保全のための取組」(24.8%)が続く。

**図表 192 市区町村における地域脱炭素化促進事業の検討内容
<地域の環境の保全のための取組>**

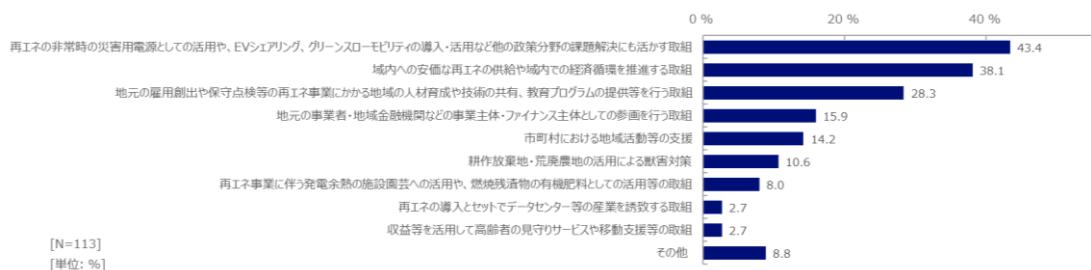


**図表 193 市区町村における地域脱炭素化促進事業の検討内容
【団体区分別】
<地域の環境の保全のための取組>**

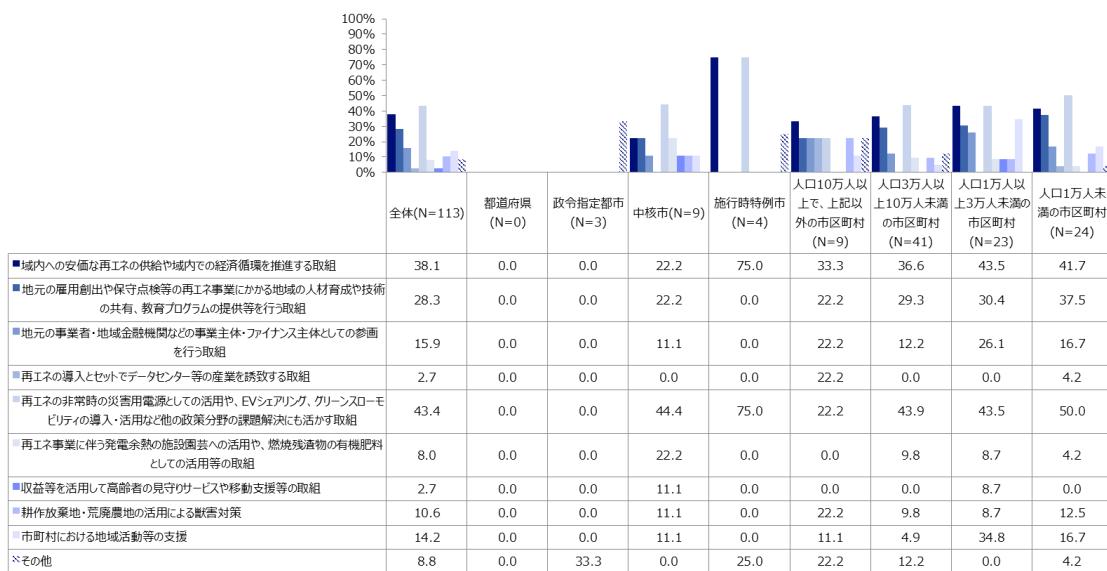


「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」としては、「再エネの非常時の災害用電源としての活用や、EVシェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用など他の政策分野の課題解決にも活かす取組」(43.4%)が最も多く、「域内への安価な再エネの供給や域内での経済循環を推進する取組」(38.1%)、「地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業にかかる地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組」(28.3%)が続く。

**図表 194 市区町村における地域脱炭素化促進事業の検討内容
<地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組>**



**図表 195 市区町村における地域脱炭素化促進事業の検討内容
【団体区分別】
<地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組>**

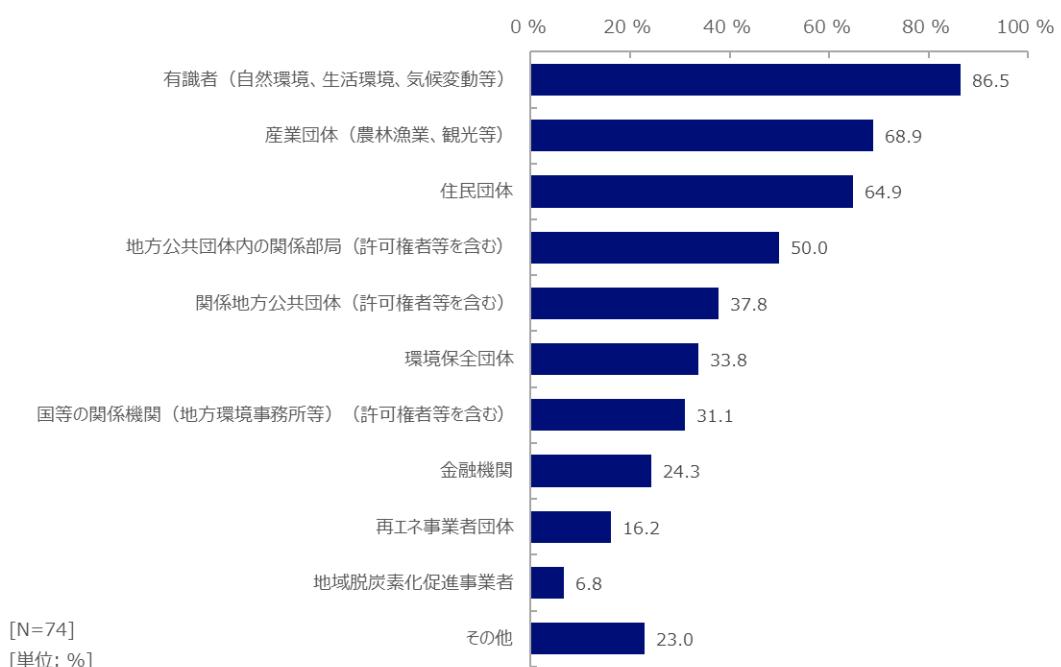


④地域脱炭素化促進事業に関する事項の設定における協議会等の構成員

<Q2-6(1)⑥>

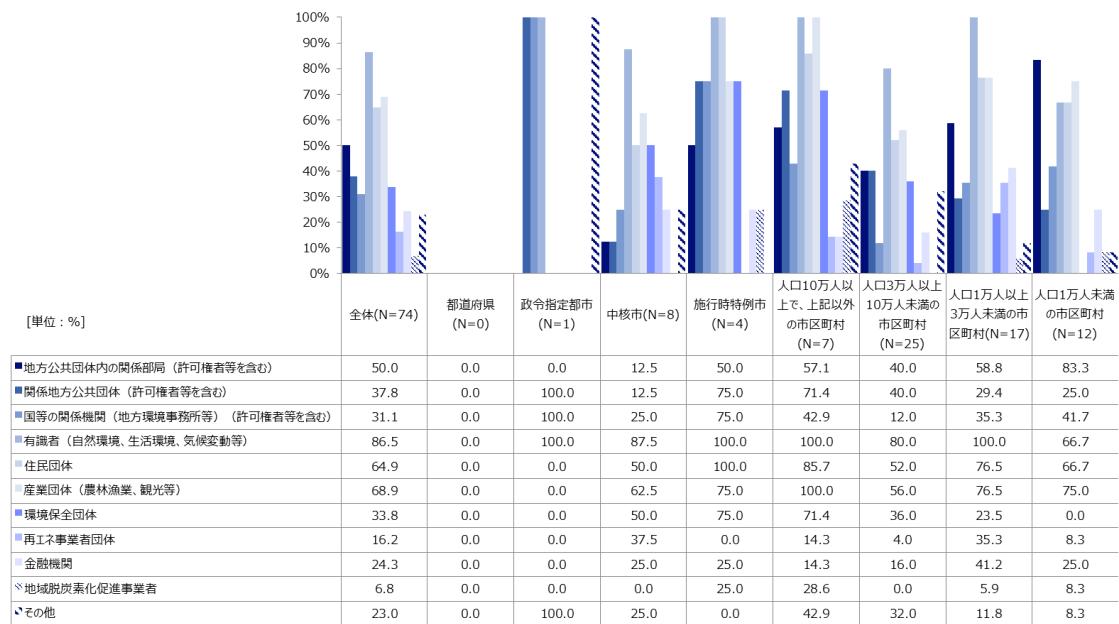
温対法に基づく協議会を設置又は既存の環境審議会等において促進事業を検討している団体のうち、86.5%が「有識者」を、68.9%が「産業団体」を、64.9%が「住民団体」を構成員としている。団体区分に関わらず、「有識者」「住民団体」「産業団体」を構成員とする団体の割合が高い傾向にある。

**図表 196 地域脱炭素化促進事業に関する事項の設定における
協議会等の構成員**



	地方公共団体内の関係部局（許可権者等を含む）	関係地方公共団体（許可権者等を含む）	国等の関係機関（地方環境事務所等）（許可権者等を含む）	有識者（自然環境、生活環境、気候変動等）	住民団体	産業団体（農林漁業、観光等）	環境保全団体	再エネ事業者団体	金融機関	地域脱炭素化促進事業者	その他	回答団体数
全体	37	28	23	64	48	51	25	12	18	5	17	74
比率	50.0	37.8	31.1	86.5	64.9	68.9	33.8	16.2	24.3	6.8	23.0	

図表 197 地域脱炭素化促進事業に関する事項の設定における
協議会等の構成員
【団体区分別】

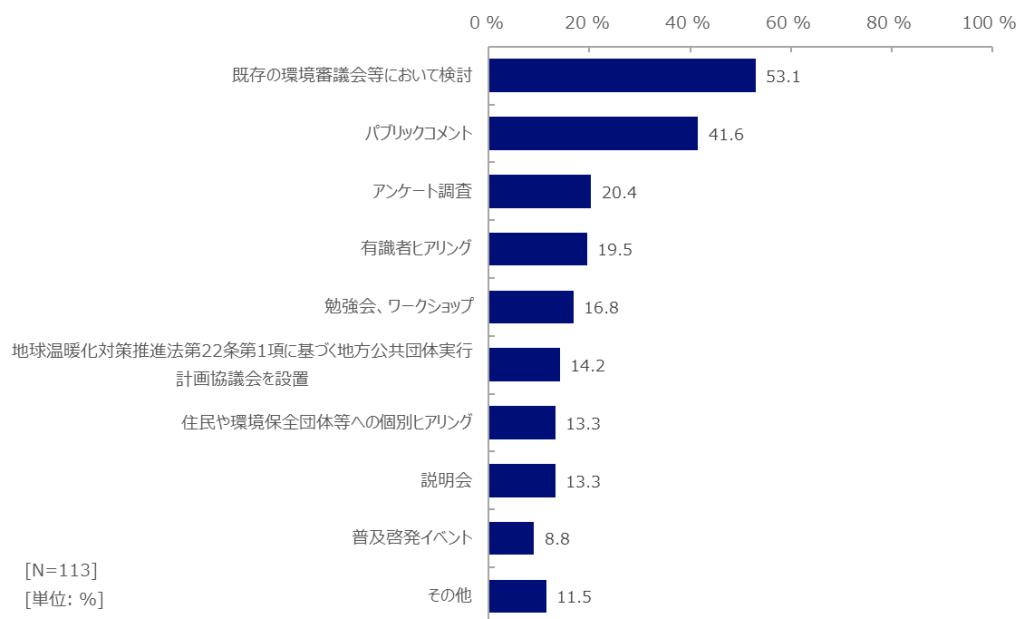


		地方公共団体内の関係部局(許可権者等を含む)	関係地方公共団体(許可権者等を含む)	国等の関係機関(地方環境事務所等)(許可権者等を含む)	有識者(自然環境、生活環境、気候変動等)	住民団体	産業団体(農林漁業、観光等)	環境保全団体	再生エネルギー団体	金融機関	地域脱炭素化促進事業者	その他	回答団体数
回答数	全体	37	28	23	64	48	51	25	12	18	5	17	74
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	中核市	1	1	2	7	4	5	4	3	2	0	2	8
	施行時特例市	2	3	3	4	4	3	3	0	1	1	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	5	3	7	6	7	5	1	1	2	3	7
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	10	10	3	20	13	14	9	1	4	0	8	25
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	10	5	6	17	13	13	4	6	7	1	2	17
	人口1万人未満の市区町村	10	3	5	8	8	9	0	1	3	1	1	12
比率 (%)	全体(N=74)	50.0	37.8	31.1	86.5	64.9	68.9	33.8	16.2	24.3	6.8	23.0	
	都道府県(N=0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=1)	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
	中核市(N=8)	12.5	12.5	25.0	87.5	50.0	62.5	50.0	37.5	25.0	0.0	25.0	
	施行時特例市(N=4)	50.0	75.0	75.0	100.0	100.0	75.0	75.0	0.0	25.0	25.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=7)	57.1	71.4	42.9	100.0	85.7	100.0	71.4	14.3	14.3	28.6	42.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=25)	40.0	40.0	12.0	80.0	52.0	56.0	36.0	4.0	16.0	0.0	32.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=17)	58.8	29.4	35.3	100.0	76.5	76.5	23.5	35.3	41.2	5.9	11.8	
	人口1万人未満の市区町村(N=12)	83.3	25.0	41.7	66.7	66.7	75.0	0.0	8.3	25.0	8.3	8.3	

⑤地域脱炭素化促進事業に関する事項の設定または検討の際に活用した合意形成手法<Q2-6(1)⑤>

「既存の環境審議会等において検討」(53.1%)が最も高く、次いで「パブリックコメント」(41.6%)、「アンケート調査」(20.4%)と続く。

図表 198 地域脱炭素化促進事業に関する事項の設定または検討の際に活用した合意形成手法

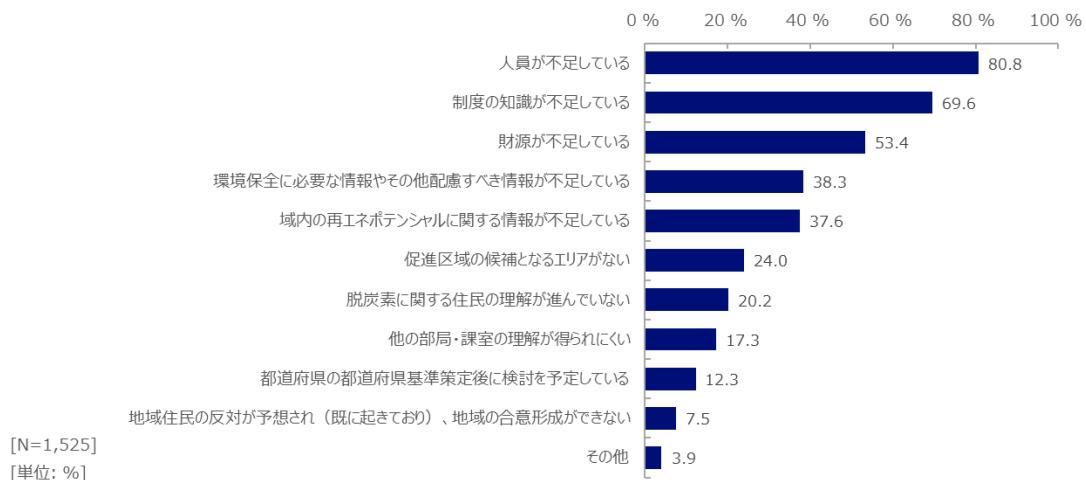


	地球温暖化対策推進法第22条第1項に基づく地方公共団体実行計画協議会を設置	既存の環境審議会等において検討	住民や環境保全団体等への個別ヒアリング	有識者ヒアリング	説明会	アンケート調査	パブリックコメント	勉強会、ワークショップ	普及啓発イベント	その他	回答団体数
全体	16	60	15	22	15	23	47	19	10	13	113
比率	14.2	53.1	13.3	19.5	13.3	20.4	41.6	16.8	8.8	11.5	

⑥設定に係る障壁・課題<Q2-6(1)④>

検討を開始していない理由として、「人員が不足している」(80.8%)が最も高く、次いで「制度の知識が不足している」(69.6%)、「財源が不足している」(53.4%)と続く。

図表 199 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討を開始していない理由



	人員が不足している	制度の知識が不足している	財源が不足している	都道府県の都道府県基準策定後に検討を予定している	環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している	域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している	促進区域の候補となるエリアがない	脱炭素に関する住民の理解が進んでいない	他の部局・課室の理解が得られにくい	地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない	その他	合計
全体	1,232	1,062	814	187	584	573	366	308	264	114	60	1,525
比率	80.8	69.6	53.4	12.3	38.3	37.6	24.0	20.2	17.3	7.5	3.9	

図表 200 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討を開始していない理由【団体区分別】

